



28人委給第593号

平成28年9月26日

福岡県議会議長 中尾正幸 殿

福岡県知事 小川洋 殿

福岡県人事委員会委員長 簗田孝行

福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告について

福岡県人事委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、一般職に属する福岡県の職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

なお、同法に規定するこの制度の趣旨にかんがみ、この勧告の完全な実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要請します。

## 別紙第 1

# 報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等の実態、民間の給与、生計費その他の職員の給与決定等に関係のある諸事情について調査し、検討を行ってきたので、その結果を報告する。

## 1 人事委員会勧告制度の基本的な考え方

地方公務員法において、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、「社会一般の情勢に適應するように、随時、適当な措置を講じなければならない」とするとともに、給与については、「生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない」と、給与以外の勤務条件については、「国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない」としている。

また、地方公務員には、その地位の特殊性及び職務の公共性に鑑み、憲法で保障された労働基本権が制約されていることから、その労働基本権制約の代償措置として、人事委員会の勧告制度が設けられている。

これらを踏まえ、本委員会は、県内民間事業所における給与等の実態、国や他の地方公共団体の状況、社会経済情勢等を総合的に検討し、職員の給与等に関し報告及び勧告を行っている。中でも、職員の給与水準の決定に当たっては、社会一般の情勢に適應した適正な給与を確保するため、県内民間事業所の従業員の給与を詳細に調査・把握し、職員の給与水準を民間事業所の従業員のそれと均衡させることを基本としている。

## 2 職員の給与

本委員会は、本年4月1日現在における職員の給与等の実態を把握するため、「平成28年県職員給与等実態調査」を実施したが、その概要は次のとおりである。

### (1) 職員の構成

職員には、その従事する職務の種類に応じ、行政職、医療職、研究職、公安

職、教育職、任期付職員の6種9給料表が適用されている。職員数は、全職員で48,738人（昨年48,820人）、行政職給料表適用職員で8,918人（同8,893人）であり、平均年齢は、全職員で42.9歳（昨年43.2歳）、行政職給料表適用職員で42.6歳（同42.8歳）である。（参考資料第1表）

これらを10年前の平成18年4月と比較すると、職員数は、全職員で2,815人（5.5%）、行政職給料表適用職員で835人（8.6%）それぞれ減少し、平均年齢は、全職員で0.7歳、行政職給料表適用職員で0.6歳それぞれ低下している。

## (2) 平均給与月額

平均給与月額は、全職員で406,905円（昨年407,311円）、行政職給料表適用職員で389,489円（同387,705円）である。（参考資料第3表）

なお、平均給与月額については、給料表水準の引下げ改定が始まった平成14年度の改定前の額と比較すると、全職員で10.4%、行政職給料表適用職員で6.5%それぞれ減少している。

## 3 民間の給与

### (1) 最近の状況

「毎月勤労統計調査地方調査」（福岡県、事業所規模30人以上）によると、パートタイム労働者を除く一般労働者の本年4月の給与について、昨年同月に比べ、所定内給与は0.3%減少し、所定外給与は4.1%増加している。

### (2) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員の給与と民間の給与との比較・検討を行うため、人事院、北九州市人事委員会、福岡市人事委員会等と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所1,963事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した508事業所を対象に、「平成28年職種別民間給与実態調査」を実施し、本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等を詳細に調査するとともに、特別給や諸手当の支給状況等について調査した。（参考資料第13表～第20表）

## ア 初任給の状況

民間における初任給の改定状況をみると、新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で32.2%（昨年29.7%）、高校卒で15.5%（同13.1%）となっている。そのうち、初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で32.5%（同32.8%）、高校卒で30.0%（同40.1%）であり、大学卒で0.3ポイント、高校卒で10.1ポイントそれぞれ減少している。一方、初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で66.3%（同66.5%）、高校卒で70.0%（同59.9%）であり、大学卒で0.2ポイント減少し、高校卒で10.1ポイント増加している。

（参考資料第14表）

## イ 給与改定の状況

民間における給与改定の状況をみると、表1のとおり、係員について、ベースアップを実施した事業所の割合は32.2%（昨年36.4%）、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.3%（同0.0%）となっている。

表1 民間における給与改定の状況

（単位：%）

役職段階 \ 項目	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係 員	32.2	12.8	0.3	54.7
課 長 級	27.5	13.2	0.3	59.0

（注） ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

また、民間における定期昇給の実施状況をみると、表2のとおり、係員について、定期昇給を実施した事業所の割合は87.7%（昨年86.0%）となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は27.2%（昨年23.7%）、減額となっている事業所の割合は5.9%（同3.0%）となっている。

表2 民間における定期昇給の実施状況

(単位:%)

項目 役職段階	定期昇給制度あり						定期昇給 制度なし
	定期昇給実施					定期昇給 中止	
	増額	減額	変化なし				
係員	89.1	87.7	27.2	5.9	54.6	1.4	10.9
課長級	78.6	76.8	24.4	4.8	47.6	1.8	21.4

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

#### 4 本年の職員給与と民間給与との比較

##### (1) 月例給

「平成28年県職員給与等実態調査」及び「平成28年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、公務にあつては行政職、民間にあつてはこれに相当する事務・技術関係職種の職務に従事する者について、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を同じくすると認められる者同士の本年4月分の給与額を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）したところ、その較差は、表3のとおり、職員給与が民間給与を1人当たり平均559円（0.15%）下回っていた。（参考資料第4表、第17表）

表3 職員給与と民間給与との較差

民間の給与 (A)	職員の給与 (B)	較差 (A) - (B) $\left( \frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100 \right)$
376,257円	375,698円	559円 (0.15%)

(注) 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

##### (2) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、表4のとおり、年間で平均所定内給与月額に相当しており、

職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数（4.20月）が民間事業所の特別給の支給割合を0.10月下回っていた。

表4 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下半期 (A1)	347,587円
	上半期 (A2)	346,309円
特別給の支給額	下半期 (B1)	742,818円
	上半期 (B2)	747,617円
特別給の支給割合	下半期 (B1)/(A1)	2.14月分
	上半期 (B2)/(A2)	2.16月分
	年間	4.30月分

(注) 「下半期」とは平成27年8月から平成28年1月まで、「上半期」とは平成28年2月から7月までの期間をいう。

## 5 物価及び生計費

総務省統計局の消費者物価指数は、本年4月において、昨年同月に比べ、全国では0.3%下落し、福岡市では0.5%上昇している。(参考資料第2表)

また、本委員会が同局の家計調査を基礎として算定した本年4月における福岡市の標準生計費は、表5のとおりである。(参考資料第2表)

表5 本年4月における福岡市の標準生計費

1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
122,090円	177,380円	207,090円	236,830円	266,540円

## 6 人事院勧告

人事院は、本年8月8日、国家公務員の給与及び人事管理について報告を行い、併せて給与及び勤務時間、休暇等の改定について勧告するとともに、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正について意見の申出を行った。

月例給については、民間事業所における賃金引上げの動きを反映して、民間給与が国家公務員給与を平均708円上回ることとなり、昨年、一昨年に引き続き、引上げを勧告した。また、特別給についても、民間事業所における昨年冬と本年夏の好調な支給状況を反映して、民間事業所の支給割合が国家公務員の年間の平均支給月数を上回っており、0.1月分の引上げを勧告した。

また、配偶者に係る扶養手当の見直しとして、平成29年度から、段階的に配偶者に係る手当額13,000円を他の扶養親族に係る手当額と同額の6,500円まで減額し、それにより生ずる原資を用いて子に係る手当額を10,000円に引き上げるよう勧告した。

加えて本年は、介護や育児にかかる民間労働法制の改正内容に即して、育児休業法改正の意見の申出及び勤務時間法改正の勧告として、介護休暇の分割取得、介護時間の新設、育児休業等に係る子の範囲の拡大等の改正を行うこととした。

このほか、国家公務員の人事管理については、少子高齢化に直面している我が国では、誰もがその能力を發揮して活躍できるよう働き方改革が重要な課題となっているため、人材の確保及び育成、働き方改革と勤務環境の整備、高齢層職員の能力及び経験の活用について、関係各方面と連携しつつ、中・長期的視点も踏まえた総合的な取組を引き続き進めていくこととしている。

その概要は、別記のとおりである。

## む す び

職員の給与決定等に関係のある諸情勢については以上述べてきたとおりであり、これらを踏まえて総合的に検討した結果、職員の給与等についての本委員会の意見は、次のとおりである。

### 1 給与について

#### (1) 本年の給与の改定

##### ア 改定の考え方

##### (ア) 月例給

前記4(1)のとおり、本年4月分の給与において、職員給与が民間給与を559円下回っていたことから、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行う必要がある。この改定は、本年4月分の給与の比較に基づいて、職員給与と民間給与を均衡させるものであることから、同月に遡及して実施する必要がある。

改定に当たっては、基本的な給与である給料の改定を行うこととした。

##### (イ) 特別給

前記4(2)のとおり、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数(4.20月)が民間事業所の特別給の支給割合を0.10月下回っていた。このため、特別給については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.1月分引き上げる必要がある。

支給月数の引上げ分は、民間の支給状況を踏まえつつ、勤務実績に応じた給与を推進するため、勤勉手当に配分することとした。

##### イ 改定の内容

##### (ア) 給料表

民間との給与比較を行っている行政職給料表について、本年の人事院勧告で示された行政職俸給表(一)の改定内容に準じて、給料月額の改定を行う必要がある。また、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を考慮して、給料月額の改定を行う必要がある。

#### (イ) 初任給調整手当

給料表の改定状況を勘案し、医師及び歯科医師並びに獣医師に対する初任給調整手当について、所要の改定を行う必要がある。

#### (ウ) 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.1月分引き上げ、4.30月とする。

支給月数の引き上げ分は、6月期及び12月期の勤勉手当の支給割合が均等になるように配分する。

また、再任用職員の勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても支給月数を引き上げることとする。

### (2) 地域手当の在り方について

これまで、本県の地域手当は、民間賃金の地域間格差の状況に応じて公務員の給与水準を調整するという地域手当の趣旨を踏まえ、県内全域を支給対象とし、支給割合については福岡市と福岡市以外の地域の2区分としてきた。

一方、同一県内に支給割合が異なる地域を設定した場合、人事管理や人材確保に影響が生じることから、他県において、地域手当の在り方を見直した事例がある。本県においても、任命権者において人事管理上の課題になっている事情を踏まえ、あらためて県内の地域手当の在り方について検討することが適当であると考えられる。このため、給与制度の総合的見直しによる地域手当の平成29年度の支給割合については据え置くこととする。

### (3) 職務・職責に応じた給与の一層の徹底

地方公務員法の改正を踏まえ、本委員会は今年1月に、職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならないとする、いわゆる「職務給の原則」をより一層徹底するため、行政職給料表、研究職給料表及び公安職給料表の改定について勧告を行った。

その際、医療職給料表については、昨年の本委員会報告における「専門的・

技術的な業務に従事する職員の処遇」の対処を踏まえた上で、「職務給の原則」の一層の徹底を図る観点から、必要に応じて、役職段階と給料表上の職務の級との対応関係を再編することとした。

本県では、昭和61年に医療職給料表(二)及び医療職給料表(三)を新設しているが、これは、県立病院等の医療現場で勤務していた医療技術職員の業務内容や勤務条件、組織体系を踏まえ、免許資格を有する職員に適用する新たな給料表として導入したものである。

しかし、その後、県立病院の民営化に伴い、多くの医療技術職員が医療現場を離れ、本庁及び出先機関で行政事務に従事している。医療職給料表の見直しに当たっては、このような本県の実情も考慮し、職員の職務の級と職責に応じた給与体系を構築する必要がある。

本委員会では、引き続き、「専門的・技術的な業務に従事する職員の処遇」について調査・研究を進めるとともに、医療職給料表を適用している職員の適正な給与体系についても速やかに結論を出すこととする。

#### (4) 扶養手当について

本年、人事院は、民間企業及び公務における配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、平成29年度から段階的に、配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額になるまで減額し、減額によって生じる原資を用いて、子に係る手当額を引き上げる勧告を行った。

地方公務員給与は、地方公務員法の均衡の原則により民間給与とともに、国家公務員給与も考慮事項の一つとされていることから、国の扶養手当制度の見直しに準じた取扱いを行うことが適当である。

本県においても、地方公務員給与が拠るべき給与決定の原則にのっとり、国に準じた見直しを行う必要がある。

#### (5) 再任用職員の給与について

国は、再任用職員の増加や在職期間の長期化等の状況を注視しつつ、円滑な人事管理を図る観点から、民間企業の再雇用者の給与の動向、各府省における

再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続き、再任用職員の給与の在り方について必要な検討を行うこととしている。

また、再任用職員の勤勉手当について、勤務実績を支給額により反映し得るよう、「優秀」の成績区分が適用される者の成績率を「良好（標準）」の成績区分が適用される者の成績率よりも一定程度高くなるように設定することとした。

本県においても、再任用職員の給与制度の在り方について、国の動向を踏まえ、引き続き検討を行っていく必要がある。

## 2 有為な人材の確保について

少子・高齢化が進展し、県民ニーズが複雑化・多様化する中、質の高い行政サービスを提供していくためには、有為な人材の確保が重要である。

しかしながら、少子化に伴う受験年齢層の人口の減少に加え、民間企業の採用意欲が高まっているため、職員採用を取り巻く環境は、依然として厳しい状況となっている。

本委員会では、有為な人材の確保に向けて、事務系、技術系職員採用ガイダンスの開催をはじめ、各大学の就職説明会への参加、福岡県ホームページ等による情報発信など積極的に広報活動を行い、受験者の確保に取り組んできたところである。

今後も、県職員の魅力や仕事のやりがいを発信することが不可欠であり、任命権者と連携しながら、引き続き広報活動を積極的に取り組む必要がある。中でも、受験者数が低迷している一部の技術系職種については、さらなる取組が求められる。

また、採用後においては、職員一人ひとりの意欲や能力の向上を図ることが重要であることから、任命権者においては、引き続き人材育成のための取組を進めていく必要がある。

## 3 女性の採用・登用の拡大について

組織の活力を向上させ、複雑化・多様化する行政課題に対応するためには、よ

り一層の女性の活躍が求められる。

任命権者においては、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画を策定したところであり、同計画に基づく取組を着実に推進することが重要である。

優秀な女性人材の採用に当たっては、女性を対象とした説明会の開催などにより、公務の魅力や仕事のやりがい、キャリアパス、働きやすい職場環境等について積極的に広報することで、受験者の確保に努めていく必要がある。

また、女性の管理職への積極的な登用に当たっては、キャリア形成のための多様な業務への人事配置や研修の実施、職員の意識改革及び管理職のマネジメント能力の向上、働きやすい職場づくりなどに取り組んでいく必要がある。

#### 4 人事評価制度に基づく適正な人事管理について

本県の人事評価制度は、職員の士気の高揚と主体的な能力開発を目的として、平成21年度から知事部局及び教育委員会において全職員を対象に実施されて以来、人材育成や適材適所の人事配置等への活用が図られてきた。

本年4月に施行された改正地方公務員法においては、人事評価制度を任用や給与等の人事管理の基礎として活用することが求められており、本県においても評価結果の給与反映を前提とした取組が行われているところである。

今後、任命権者においては、これまで得られた知見も活用し、職員の理解と納得を得ながら、人事評価制度に基づく適正な人事管理を引き続き進めていく必要がある。

#### 5 勤務環境の整備について

##### (1) 仕事と家庭の両立支援の充実

少子・高齢化が進展する中、子育てや介護の責任を担おうとする職員が安心して働き続けることのできる勤務環境の整備は重大な課題であり、全ての職員が培った知識や経験等を活かし活躍できるよう、両立支援制度の充実を図るとともに取組を強化する必要がある。

任命権者においては、職員の両立支援に関する取組と女性職員の活躍推進に

関する取組の一体的な推進を図る特定事業主行動計画に基づき、性別に関係なく、全ての職員が、仕事と家庭生活の両立を図りながら、それぞれの能力を十分に発揮できる働きやすい職場の実現を目指して取り組んでいるところであり、引き続き積極的な取組が求められる。

国においては、国家公務員の介護休暇制度の改正等について検討が進められており、本県においても、今後の法律改正や、国や他の都道府県の動向を注視しながら検討を行う必要がある。併せて、職員が必要に応じて円滑に利用できるよう、職員への制度周知の徹底等、職場としての支援体制を整えることも重要である。

なお、国においては、全ての職員を対象にフレックスタイム制が導入され、テレワークについても取組が進められている現状がある。本県においても今後、人事管理や公務運営の実情等を踏まえ、研究を進めることが望まれる。

## (2) 長時間労働の是正

長時間労働の是正は、仕事と家庭の両立支援の充実や労働意欲維持の観点から重大な課題であり、組織を挙げて強い姿勢で取り組む必要がある。

任命権者においては、長時間労働の原因を把握し、業務量削減や合理化に徹底して取り組んだ上で、各職場での具体的な取組を求めることが重要である。取組に当たっては、とりわけ管理監督者のマネジメントが重要であり、効率的な業務の遂行について積極的なリーダーシップを発揮することが求められる。

また、長時間労働を行う職員の健康管理対策も極めて重要であることから、業務の平準化などの人事管理上の配慮を徹底するとともに、年次休暇の計画的かつ連続的な取得をさらに進める必要がある。

近年、学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大するとともに、授業革新等への対応が求められている中、教員の長時間労働の改善が課題となっていることから、文部科学省は学校現場における業務の適正化に向けた通知を発出し、とりわけ部活動の運営や勤務時間管理の適正化の必要性に言及している。

これまでも教育委員会においては、業務の見直し、定時退校日や部活休養日

の設定などに取り組んでいるところであるが、長時間労働の是正に向け、より一層これらの取組を徹底する必要がある。特に、教員の労働時間の可視化に努め、実態を把握した上で削減目標を定めて取り組むなど勤務時間管理の適正化を推進していくことが重要である。

### (3) ハラスメント防止対策

セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどのハラスメントは、職員の人格や尊厳を不当に傷つけ、職務への意欲や自信を喪失させるだけでなく、職場秩序に悪影響を与える、決して許されない行為である。

任命権者においては、職員一人ひとりに対して意識啓発を徹底するとともに、性的指向や性自認をからかいの対象とする言動等もセクシュアル・ハラスメントである旨を明確にすることや、妊娠、出産等に関するハラスメント（いわゆるマタニティ・ハラスメント等）の防止について必要な措置を講ずることなどにより、引き続きハラスメントの発生防止のための取組を推進することが必要である。

### (4) メンタルヘルス対策

労働安全衛生法等の改正により、昨年12月から50人以上の事業場においてストレスチェックの実施が義務化され、その他の事業場においても努力義務とされている。

心の健康は、職員が能力を最大限に発揮し、効率的に業務を行うために不可欠なものであるが、本県の精神疾患による病気休職者数は一昨年度から増加に転じている。

任命権者においては、引き続き早期発見・早期対応及び円滑な職場復帰支援と再発防止を進めるとともに、そもそもメンタルヘルス不調の発生を未然に防ぐことが肝要であることから、ストレスチェックを確実に実施し、職員自身のストレスへの気付きを促し、職場ごとの集団分析結果を職場環境改善に活用するなど、メンタルヘルス対策をより一層推進する必要がある。

## 6 雇用と年金の接続について

公的年金の支給開始年齢が、65歳へ段階的に引上げられることに伴う雇用と年金の接続については、適切な措置が講じられる必要がある。

本年4月の年金支給開始年齢の62歳への引上げに当たっては、昨年12月の閣議発言において、国家公務員制度担当大臣から、引き続き定年退職する職員を再任用することにより雇用と年金の接続について対応することが適当であるとの考えが示されたところである。

本県においては、今後も中長期的視点に立った計画的な人事管理を行うとともに、再任用職員が能力を発揮できる執行体制を整えていくことにより、引き続き再任用制度を適切に運用し、確実に雇用と年金の接続を図ることが求められる。

## 7 公務員倫理の徹底について

これまで、任命権者において不祥事発生防止対策が強化されてきたが、収賄や飲酒運転など、依然として不祥事は後を絶たず、全ての職員に公務に携わる者としての倫理が徹底されているとは言い難い。

職員は、県民の負託を受ける奉仕者としての自らの使命を自覚し、本県職員としてふさわしい品位を保つため、たゆまぬ努力が求められる。また、ひとたび不祥事を起こせば、公務全体の信用に大きな影響を与えることを常に認識し行動する必要がある。

任命権者においては、引き続き職員に対し、あらゆる機会をとらえ、公務員倫理の徹底を図るとともに、風通しの良い職場環境づくりを進めることなどにより、不祥事を未然に防止する不断の取組が必要である。

## 8 おわりに

人事委員会の給与勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として設けられているものであり、地方公務員法の情勢適応の原則や均衡の原則にのっとりしたものとして、長年、職員の給与決定方式として定着し、行政運営の安定に寄与している。

行政需要が増大かつ複雑化する中で、職員にあっては、県行政に向けられた県

民の期待と信頼に応えるべく、日々の業務に精励するとともに、近年では東日本大震災や熊本地震等の被災地の復興支援に貢献しているところである。引き続き社会経済情勢の変化と県行政を取り巻く厳しい状況を十分に認識し、一人ひとりが常に全体の奉仕者としての強い使命感と高い倫理観を持ち、効果的・効率的な業務遂行や県民サービスの向上に、より一層努める必要がある。

本年の給与報告及び勧告は、3年連続で月例給及び特別給ともに引上げを行うとともに、地域手当の在り方や医療技術職員の適正な給与体系について引き続き検討を行っていくものとなっている。

議会及び知事におかれては、人事委員会の給与勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

## 人事院勧告の概要

## A 給与勧告

## ○ 本年の給与勧告のポイント

## 月例給、ボーナスともに引上げ

- ① 民間給与との較差(0.17%)を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、給与制度の総合的見直しにおける本府省業務調整手当の手当額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.1月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

## 給与制度の改正

- ① 給与制度の総合的見直しについて、本府省業務調整手当の手当額を引上げ
- ② 配偶者に係る扶養手当の手当額を他の扶養親族と同額とし、子に係る手当額を引上げ
- ③ 専門スタッフ職俸給表に4級を新設

## I 給与勧告制度の基本的考え方

## 1 給与勧告の意義と役割

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤

## 2 民間準拠による給与水準の改定

- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的
- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値での比較は適当でなく、給与決定要素を合わせて比較することが適当。本院の比較は、職種を始め、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士の給与額を対比させ、国家公務員の人員数のウェイトを用いて比較
- ・ 企業規模 50人以上の多くの民間企業においては、部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、これまでのような実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

## II 民間給与との較差に基づく給与改定

## 1 民間給与との比較

約11,700民間事業所の約49万人の個人別給与を実地調査(完了率 87.7%)

〈月例給〉 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 708円 0.17% [行政職(一)…現行給与 410,984円 平均年齢 43.6歳]  
 [俸給 448円 本府省業務調整手当 206円 はね返し分(注) 54円]  
 (注)俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.32月(公務の支給月数 4.20月)

## 2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

## (1) 俸給表

## ① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験、一般職試験(大卒程度)及び一般職試験(高卒者)採用職員の初任給を1,500円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、それぞれ400円の引上げを基本に改定(平均改定率0.2%)

## ② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は改定なし)

## (2) 本府省業務調整手当

給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、手当額を引上げ  
 (係長級:4%→4.5%相当額、係員級:2%→2.5%相当額)

### (3) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

#### 〈ボーナス〉

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.20月分→4.30月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
28年度 期末手当	1.225 月 (支給済み)	1.375 月 (改定なし)
勤勉手当	0.80 月 (支給済み)	0.90 月 (現行0.80月)
29年度 期末手当	1.225 月	1.375 月
以降 勤勉手当	0.85 月	0.85 月

#### [実施時期]

・月例給：平成28年4月1日

・ボーナス：法律の公布日

### III 給与制度の改正等

#### 1 給与制度の総合的見直し

- ・ 国家公務員給与における諸課題に対応するため、平成26年の勧告時において、地域間の給与配分、世代間の給与配分及び職務や勤務実績に応じた給与配分の見直しを行うこととし、昨年4月から3年間で、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施
- ・ 平成29年度は、本府省業務調整手当の手当額について、係長級は基準となる俸給月額5.5%相当額に、係員級は同3.5%相当額にそれぞれ引上げ

#### 2 配偶者に係る扶養手当の見直し (平成29年4月1日から段階実施)

民間企業及び公務における配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、以下のとおり見直し

- ・ 配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額。それにより生ずる原資を用いて子に係る手当額を引上げ (配偶者及び父母等：6,500円、子：10,000円)
- ・ 本府省課長級 (行(一)9・10級相当) の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を支給しない。本府省室長級 (行(一)8級相当) の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を3,500円支給
- ・ 配偶者に係る手当額の減額は、受給者への影響をできるだけ少なくする観点から段階的に実施し、それにより生ずる原資の範囲内で子に係る手当額を引上げ

税制及び社会保障制度の見直しの状況や民間企業における配偶者に係る手当の見直しの状況に応じ、国家公務員の配偶者に係る扶養手当について、必要な見直しを検討

#### 3 専門スタッフ職俸給表4級の新設 (平成29年4月1日実施)

政府において、部局横断的な重要政策等の企画及び立案等を支援する職を、現行の専門スタッフ職よりも上位の職制上の段階に相当する新たな専門スタッフ職として、平成29年度から各府省の官房等に設置予定。この新たな職の専門性、重要度、困難度を踏まえ、専門スタッフ職俸給表4級を新設

- ・ 俸給月額は、同表3級の最高号俸の俸給月額を一定程度上回るものとする一方、管理的業務を行うものではないことを踏まえ、指定職俸給表1号俸の俸給月額を下回る水準に設定
- ・ 昇給は、勤務成績が極めて良好である場合に限定 (昇給号俸数は1号俸)。勤勉手当は、他の俸給表と比べ、勤務実績をより反映し得るよう、専門スタッフ職俸給表3級と同一の成績率を設定

#### 4 その他

##### (1) 再任用職員の給与

- ・ 勤勉手当について、勤務実績を支給額により反映し得るよう、「優秀」の成績率を「良好」の成績率よりも一定程度高くなるように設定
- ・ 再任用職員の増加や在職期間の長期化等を注視しつつ、民間企業の再雇用者の給与の動向や各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続き、給与の在り方について必要な検討

##### (2) 介護時間制度の新設に伴う給与の取扱い

介護時間を承認され勤務しなかった時間がある場合であっても、昇給・勤勉手当において直ちに不利にならない取扱いとなるようにし、あわせて、介護休暇・育児休業等についても同様の取扱い

##### (3) 非常勤職員の給与

平成20年に発出した指針の内容に沿った処遇の確保が図られるよう、今後とも各府省を指導

## B 育児休業法改正の意見の申出及び勤務時間法改正の勧告

### ○ 育児休業法改正の意見の申出及び勤務時間法改正の勧告のポイント

民間労働法制の改正内容に即した見直し（平成29年1月実施）

- ① 介護休暇の分割（3回まで可能）
- ② 介護時間の新設（最長連続3年、1日2時間まで）
- ③ 育児休業等に係る子の範囲の拡大（特別養子縁組の監護期間中の子等を追加）

#### 1 改正概要

##### (1) 介護休暇の分割

- ・ 職員の申出に基づき、各省各庁の長が指定期間（職員が介護休暇を請求できる期間）を指定
- ・ 指定期間は、人事院規則の定めるところにより、一の要介護状態ごとに3回以下、かつ、合計6月以下の範囲内で指定
- ・ 経過措置として、改正の日に介護休暇の初日から起算して6月を経過していない者についても、改正の日後に残余の期間を分割して取得できるよう措置

##### (2) 介護時間の新設

- ・ 日常的な介護ニーズに対応するため、各省各庁の長が、職員の介護のため勤務しないことが相当であると認められる場合、連続する3年以下、1日につき2時間以下で、勤務しないこと（介護時間）を承認できる仕組みを新設（公務の運営に支障がある時間については承認しないことが可能）
- ・ 介護時間を承認され勤務しなかった時間は無給とする。昇給・勤勉手当においては直ちに不利にならない取扱いとし、あわせて、介護休暇・育児休業等についても同様の取扱い

##### (3) 育児休業等に係る子の範囲の拡大

- ・ 育児休業、育児短時間勤務及び育児時間の対象となる子の範囲を、①職員が特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う子、②里親である職員に委託されており、かつ、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している子（平成29年4月1日以降は、養子縁組里親である職員に委託されている子）、③その他これらに準ずる者として人事院規則で定める子といった法律上の親子関係に準ずる関係にある子にも拡大
- ・ フレックスタイム制の週休日の特例についても、上記の法律上の親子関係に準ずる関係にある子を養育する職員を対象とするよう措置

#### 2 実施時期

平成29年1月1日（養子縁組里親に係る改正は、平成29年4月1日）

#### 3 その他（上記と併せた人事院規則の改正等）

民間労働法制の改正内容に即して、①介護休暇等の対象家族について、祖父母、孫及び兄弟姉妹の同居要件の撤廃、②介護を行う職員の超過勤務の免除、③上司・同僚等によるいわゆるマタハラ等の防止、④非常勤職員の育児休業及び介護休暇の取得要件の緩和等を措置

## C 公務員人事管理に関する報告

少子高齢化に直面している我が国では、誰もがその能力を發揮して活躍できるよう働き方改革が重要な課題。公務においても、年齢別人員構成の偏りが生じる中、本院は、働き方改革をはじめとする諸課題について、関係各方面と連携しつつ、中・長期的視点も踏まえた総合的な取組を引き続き進めていく。

### 1 人材の確保及び育成

#### (1) 多様な有為の人材の確保

効果的な人材確保活動には、働き方改革とともに公務の魅力の積極的な発信が不可欠。大学等と連携し、女性や私立大学・地方大学の学生など対象に応じたきめ細かな施策を展開。試験制度面でも引き続き必要な点検

#### (2) 人材育成

Off-JTの重要性が増加。マネジメント能力向上、キャリア形成、女性登用拡大に資する研修、中途採用者や国際化対応のための研修を強化。派遣研修の活用促進。官民人事交流推進に向けて環境整備

#### (3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

適正な人事評価を通じた能力・実績に基づく人事管理が重要。特に、幹部候補育成課程の適切な運用等を通じた昇進管理の強化が必要。働き方に制約がある職員等に対する柔軟な人事管理も必要

### 2 働き方改革と勤務環境の整備

#### (1) 仕事と家庭の両立支援の充実

民間法制の改正内容に即して、介護休暇の分割取得、介護時間の新設、法律上の子に準ずる子への育児休業等の範囲の拡大等を措置（育児休業法改正の意見の申出、勤務時間法改正の勧告）

#### (2) 長時間労働の是正

府省のトップが組織全体の業務量削減・合理化に取り組むことが重要。現場の管理職員による超勤予定の事前確認や具体的指示等の取組を徹底することが有効。業務合理化後も長時間超勤をせざるを得ない職員には、人事管理部署と健康管理部署との方針共有や業務平準化等の配慮も必要

#### (3) 心の健康づくりの推進

職員自身のストレスへの気付きを促すため、今年度からストレスチェック制度を実施。働きやすい職場づくり実現に向けて管理職員のみならず職員一人一人が当事者意識を持つよう支援

#### (4) ハラスメント防止対策

性的指向や性自認をからかう言動もセクハラである旨を明確にし、セクハラやパワハラを防止を引き続き推進。上司・同僚によるマタハラ等の防止につき、民間法制内容を踏まえた防止策を措置

#### (5) 非常勤職員の勤務環境の整備

民間法制の改正内容を踏まえ、育児休業及び介護休暇の取得要件の緩和等を措置。給与に関する指針に沿った処遇を確保するよう各府省を指導

### 3 高齢層職員の能力及び経験の活用（雇用と年金の接続）

60歳を超える職員の勤務形態に対する多様なニーズも踏まえた定年延長に向けた仕組みを具体化していくことが必要。当面は、民間同様にフルタイム中心の再任用勤務の実現を通じて再任用職員の能力・経験の一層の活用を図る必要。各府省は計画的な人事管理や能力・経験を活用し得る配置、職員の意識の切替え等の取組を推進。本院は、関係機関への働きかけや各府省への情報提供等により各府省の取組を支援



## 別紙第2

# 勸 告

次の事項を実現するため、福岡県職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第41号。以下「県職員給与条例」という。）、福岡県警察職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第50号。以下「警察職員給与条例」という。）、福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第51号。以下「学校職員給与条例」という。）、福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年福岡県条例第76号。以下「任期付研究員条例」という。）及び福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年福岡県条例第57号。以下「任期付職員条例」という。）を改正することを勧告する。

### 1 県職員給与条例、警察職員給与条例及び学校職員給与条例の改正

#### (1) 給料表

現行の給料表を別表第1のとおり改定すること。

#### (2) 諸手当

##### ア 初任給調整手当について

(ア) 医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を309,000円とすること。

(イ) 医療職給料表(二)の適用を受ける獣医師に対する支給月額の限度を30,500円とすること。

##### イ 勤勉手当について

##### (ア) (イ)以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.85月分（特定管理職員にあっては、それぞれ1.05月分）とすること。

##### (イ) 再任用職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.4月分（特定管理職員にあっては、それぞれ0.5月分）とすること。

## ウ 扶養手当について

- (ア) 配偶者に係る手当の月額を6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（(イ)において「特定職員」という。）にあつては、3,500円）とし、子に係る手当の月額（扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあつては、県職員給与条例第12条第4項、警察職員給与条例第11条第4項又は学校職員給与条例第12条第4項の規定により加算される前の額）を1人につき10,000円とすること。
- (イ) 特定職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき3,500円とすること。
- (ウ) 職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当の月額を11,000円とする取扱いを廃止すること。
- (エ) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこととすること。

## 2 任期付研究員条例の改正

### (1) 給料表

現行の給料表を別表第2のとおり改定すること。

### (2) 期末手当について

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

## 3 任期付職員条例の改正

### (1) 給料表

現行の給料表を別表第3のとおり改定すること。

## (2) 特定任期付職員の期末手当について

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

## 4 改定の実施時期等

### (1) 改定の実施時期

この改定は、平成28年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のウについては平成29年4月1日から実施すること。

### (2) 扶養手当の月額等の特例措置

ア 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における扶養手当の月額等については、1の(2)のウの(ア)中「6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員((イ)において「特定職員」という。)にあつては、3,500円)」とあるのは「10,000円」と、「10,000円」とあるのは「8,000円」とし、1の(2)のウの(イ)中「3,500円」とあるのは「6,500円」とし、1の(2)のウの(ウ)中「11,000円とする取扱いを廃止する」とあるのは「子にあつては10,000円とし、子以外の扶養親族にあつては9,000円とする」とし、1の(2)のウの(エ)中「職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこと」とあるのは「職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき6,500円」とすること。

イ 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における扶養手当の月額等については、1の(2)のウの(ア)中「6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員((イ)において「特定職員」という。)にあつては、3,500円)」とあるのは「6,500円」とし、1の(2)のウの(イ)中「3,500円」とあるのは「6,500円」とし、1の(2)のウの(エ)中「職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこと」とあるのは「職員に対して支給する配偶者及び子以外の

扶養親族に係る手当の月額を1人につき6,500円」とすること。

ウ 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間における扶養手当の月額等については、1の(2)のウの(エ)中「職員に対しては扶養手当(子に係る手当を除く。)を支給しないこと」とあるのは、「職員に対して支給する子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき3,500円」とすること。

## 別表第1

## イ 行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号給	給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	407,300	457,600	520,900
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	409,700	460,700	523,800
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	412,200	463,700	526,900
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	414,600	466,700	530,000
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	416,500	469,700	533,100
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	418,800	472,700	535,400
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	420,900	475,700	537,900
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	423,100	478,800	540,300
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	425,100	481,500	542,700
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	427,200	484,600	544,500
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	429,300	487,600	546,300
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	431,400	490,700	548,200
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	433,100	493,400	549,900
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	434,900	495,700	551,300
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	436,900	498,000	552,600
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	438,900	500,300	553,700
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	440,800	502,400	555,000
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	442,600	503,800	556,000
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	444,400	505,300	556,900
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	446,100	506,700	557,800
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	447,900	507,900	558,700
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	449,400	509,300	
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	450,800	510,800	
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	452,300	512,300	
	25	178,200	234,100	266,000	309,000	337,700	366,900	453,700	513,400	
	26	179,900	235,800	267,900	311,100	339,600	368,800	455,000	514,500	
	27	181,600	237,300	269,700	313,200	341,500	370,800	456,300	515,700	
	28	183,300	238,900	271,500	315,200	343,400	372,800	457,500	516,900	
	29	184,800	240,300	273,200	317,100	345,100	374,300	458,500	517,900	
	30	186,600	241,800	275,100	319,100	347,000	376,100	459,200	518,800	
	31	188,400	243,400	277,000	321,200	348,900	377,900	460,000	519,700	
	32	190,100	244,800	278,700	323,300	350,700	379,500	460,700	520,600	
	33	191,700	246,300	280,400	324,700	352,600	381,300	461,400	521,400	
	34	193,200	247,800	282,300	326,700	354,400	384,000	462,200	522,300	
	35	194,700	249,100	284,100	328,600	356,200	386,600	462,900	523,000	
	36	196,200	250,500	286,000	330,700	357,900	389,300	463,500	523,500	
	37	198,700	252,000	287,600	332,600	359,300	391,700	464,000	524,200	
	38	200,500	253,700	289,300	334,500	360,600	394,000	464,600	524,800	
	39	202,300	255,400	291,100	336,500	362,000	396,200	465,200	525,600	
	40	204,100	257,200	292,900	338,400	363,400	398,600	465,800	526,200	
	41	205,800	258,800	294,600	340,300	366,900	400,400	466,300	526,700	
	42	207,600	260,600	296,300	342,200	368,800	402,400	466,800		
	43	209,400	262,300	297,900	344,000	370,800	404,300	467,200		
	44	211,200	264,000	299,500	345,900	372,800	406,100	467,500		
	45	212,600	266,000	301,000	347,400	374,300	408,000	467,800		
	46	214,400	267,900	303,100	348,800	376,100	409,800			
	47	216,100	269,700	305,100	350,300	377,900	411,600			
	48	217,900	271,500	307,200	351,800	379,500	413,500			

再任 用職 員以 外の 職員	49	219,600	273,200	309,000	353,400	381,300	415,300
	50	221,300	275,100	311,100	354,200	382,700	416,800
	51	222,900	277,000	313,200	355,400	384,200	418,300
	52	224,500	278,700	315,200	356,400	385,800	419,900
	53	226,000	280,400	317,100	359,300	387,200	421,500
	54	227,700	282,300	319,100	360,600	388,400	422,800
	55	229,300	284,100	321,200	362,000	389,600	424,100
	56	230,900	286,000	323,300	363,400	390,700	425,300
	57	232,200	287,600	324,700	364,700	391,800	426,500
	58	233,700	289,300	326,700	365,600	393,000	427,800
	59	235,100	291,100	328,600	366,700	394,200	429,100
	60	236,400	292,900	330,700	367,800	395,300	430,300
	61	237,700	294,600	332,600	368,600	396,000	431,500
	62	238,900	296,300	334,500	369,500	396,700	432,300
	63	239,900	297,900	336,500	370,400	397,400	433,100
	64	241,100	299,500	338,400	371,300	398,100	433,900
	65	242,400	301,200	340,300	372,200	398,700	434,500
	66	243,600	302,900	342,200	373,000	399,300	435,200
	67	244,800	304,500	344,000	373,800	399,800	435,900
	68	246,100	306,200	345,900	374,600	400,200	436,600
	69	247,000	307,300	347,400	375,300	400,600	437,400
	70	248,400	308,800	348,800	376,000	400,900	438,200
	71	249,800	310,300	350,300	376,700	401,200	438,600
	72	251,300	311,900	351,800	377,400	401,500	439,300
	73	252,700	313,500	353,400	377,900	401,800	439,800
	74	254,100	315,100	354,200	378,500	402,100	440,200
	75	255,500	316,700	355,400	379,100	402,400	440,600
	76	256,800	318,200	356,400	379,800	402,700	441,000
77	258,000	319,700	357,300	380,200	403,000	441,400	
78	259,300	320,900	358,400	380,900	403,300	441,800	
79	260,700	322,100	359,300	381,500	403,600	442,200	
80	262,000	323,300	360,400	382,100	403,900	442,500	
81	263,300	324,000	361,300	382,500	404,200	442,800	
82	264,400	324,900	362,000	383,100	404,500	443,200	
83	265,700	325,700	362,700	383,700	404,800	443,500	
84	267,000	326,500	363,400	384,300	405,100	443,800	
85	268,000	327,400	363,800	384,700	405,300	444,100	
86	269,100	327,800	364,400	385,200	405,600		
87	270,400	328,500	365,100	385,700	405,900		
88	271,700	329,300	365,800	386,300	406,200		
89	272,800	330,100	366,100	386,600	406,400		
90	273,800	330,800	366,800	387,000	406,700		
91	274,800	331,500	367,500	387,400	407,000		
92	275,900	332,200	368,200	387,800	407,200		
93	277,100	332,700	368,500	388,100	407,400		
94		333,300	369,100	388,400	407,700		
95		333,800	369,800	388,700	408,000		
96		334,400	370,400	389,000	408,200		
97		334,700	370,700	389,200	408,400		
98		335,200	371,300	389,500	408,700		
99		335,600	372,000	389,800	409,000		
100		336,100	372,600	390,000	409,200		

101		336,500	373,000	390,200	409,400					
102		337,000	373,500	390,500	409,700					
103		337,500	374,100	390,800	410,000					
104		338,000	374,600	391,000	410,200					
105		338,300	375,100	391,200	410,400					
106		338,700	375,700	391,500						
107		339,200	376,200	391,800						
108		339,600	376,500	392,000						
109		339,900	376,900	392,200						
110		340,300	377,400	392,500						
111		340,800	377,800	392,800						
112		341,200	378,200	393,000						
113		341,400	378,600	393,200						
114		341,800	379,100	393,500						
115		342,300	379,500	393,800						
116		342,700	379,900	394,000						
117		342,800	380,200	394,200						
118		343,300	380,600	394,500						
119		343,700	381,000	394,800						
120		344,000	381,400	395,000						
121		344,300	381,700	395,200						
122		344,700	382,100							
123		345,100	382,500							
124		345,500	382,800							
125		346,000	383,100							
126		346,400	383,500							
127		346,800	383,800							
128		347,200	384,100							
129		347,700	384,400							
130		348,100	384,700							
131		348,400	385,000							
132		348,700	385,300							
133		349,200	385,600							
134			385,900							
135			386,200							
136			386,500							
137			386,700							
138			387,000							
139			387,300							
140			387,500							
141			387,700							
再任用職員		214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100	440,200	520,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

ロ 医療職給料表(一)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	245,200	330,500	395,500	470,600
	2	247,700	333,500	398,400	472,900
	3	250,200	336,400	401,300	475,100
	4	252,700	339,400	404,100	477,400
	5	255,000	342,100	406,800	479,700
	6	258,800	345,400	409,500	481,900
	7	262,600	348,500	412,300	484,100
	8	266,400	351,600	415,000	486,300
	9	270,000	354,500	417,500	488,300
	10	274,000	357,400	420,200	490,400
	11	278,000	360,500	422,900	492,500
	12	282,000	363,700	425,600	494,600
	13	285,800	366,700	428,000	496,700
	14	289,800	370,300	430,500	498,800
	15	293,700	373,500	432,900	500,900
	16	297,600	377,200	435,400	503,000
	17	301,400	380,800	437,600	505,100
	18	305,000	383,500	440,000	507,100
	19	308,500	386,300	442,400	509,100
	20	312,100	389,000	444,800	511,100
	21	315,700	391,900	446,600	512,900
	22	319,400	394,500	449,000	514,700
	23	322,900	397,100	451,400	516,600
	24	326,400	399,500	453,700	518,500
	25	329,900	401,800	455,800	520,200
	26	332,700	404,100	458,100	522,000
	27	335,300	406,400	460,300	523,800
	28	337,900	408,700	462,600	525,600
	29	340,700	411,000	464,800	527,400
	30	342,800	413,100	467,100	529,200
	31	345,000	415,100	469,400	531,000
	32	347,400	417,200	471,600	532,800
	33	349,700	419,300	473,600	534,400
	34	352,100	421,200	475,700	536,200
	35	354,300	423,200	477,800	537,900
	36	356,800	425,200	479,900	539,700
	37	359,200	427,200	482,000	541,300
	38	361,600	429,200	483,800	542,900
	39	364,000	431,200	485,600	544,300
	40	366,200	433,200	487,400	545,900
	41	368,500	435,100	489,100	547,400
	42	369,900	436,900	490,900	548,800
	43	371,400	438,600	492,700	550,200
	44	372,800	440,400	494,500	551,500

再任 用職 員以 外の 職員	45	374,300	442,300	496,100	552,700
	46	375,700	444,100	497,800	553,700
	47	377,200	445,900	499,600	554,700
	48	378,700	447,600	501,400	555,700
	49	379,900	449,400	503,000	556,700
	50	380,900	451,100	504,300	557,600
	51	381,900	452,900	505,600	558,500
	52	382,800	454,700	506,900	559,400
	53	383,800	456,600	508,100	560,200
	54	384,700	457,800	509,400	561,100
	55	385,600	459,000	510,700	562,000
	56	386,500	460,200	512,000	562,900
	57	387,400	461,400	513,000	563,800
	58	388,300	462,400	513,800	564,700
	59	389,100	463,400	514,600	565,600
	60	389,900	464,400	515,400	566,300
	61	390,600	465,200	516,300	567,200
	62	391,100	465,900	517,100	568,100
	63	391,500	466,600	518,000	569,000
	64	392,000	467,300	518,800	569,900
	65	392,300	468,000	519,700	570,800
	66		468,700	520,600	
	67		469,400	521,300	
	68		470,100	522,200	
	69		470,500	523,100	
	70		471,200	523,900	
	71		471,900	524,800	
	72		472,600	525,700	
	73		473,000	526,500	
	74		473,600	527,400	
	75		474,300	528,300	
	76		475,000	529,000	
77		475,400	529,800		
78		476,000	530,700		
79		476,600	531,600		
80		477,100	532,500		
81		477,700	533,300		
82		478,200	534,200		
83		478,700	535,100		
84		479,200	536,000		
85		479,600	536,800		
86		480,200	537,700		
87		480,600	538,600		
88		481,100	539,500		
89		481,600	540,300		
90		482,200			
91		482,800			
92		483,200			

	93		483,700		
	94		484,300		
	95		484,900		
	96		485,500		
	97		486,000		
再任用職員		295,400	337,800	392,200	465,200

備考 この表は、本庁、医療機関等（病院、保健福祉環境事務所、保健環境研究所等をいう。以下同じ。）に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(二)

職員 の区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,500	184,400	219,800	245,900	278,100	325,500	370,300	436,400
	2	147,900	186,000	221,400	247,300	280,100	327,500	373,000	439,000
	3	149,300	187,600	223,000	248,500	282,300	329,700	375,600	441,500
	4	150,700	189,200	224,600	249,900	284,400	331,900	378,300	444,100
	5	151,900	190,700	226,000	251,100	286,600	333,900	380,700	446,500
	6	153,700	192,300	227,600	252,300	288,700	336,100	383,400	449,000
	7	155,400	193,900	229,100	253,500	290,800	338,200	386,000	451,500
	8	157,100	195,400	230,700	254,600	292,900	340,400	388,700	454,000
	9	158,800	197,000	232,000	255,900	294,900	342,300	390,800	456,400
	10	160,500	198,700	233,500	256,900	297,100	344,400	393,100	458,800
	11	162,200	200,300	234,900	257,900	299,200	346,600	395,300	461,400
	12	164,000	202,000	236,100	258,900	301,400	348,700	397,500	463,800
	13	165,500	203,600	237,800	260,200	303,600	350,300	399,600	466,300
	14	167,400	205,200	239,200	261,700	305,500	352,300	401,600	467,800
	15	169,400	206,800	240,400	263,300	307,600	354,200	403,600	469,100
	16	171,300	208,400	241,800	264,800	309,600	356,200	405,700	470,400
	17	173,200	209,900	242,900	266,300	311,700	358,100	407,500	471,600
	18	175,100	211,500	244,100	268,100	313,700	360,100	409,500	472,900
	19	176,900	213,200	245,300	269,900	315,800	362,100	411,400	474,200
	20	178,800	214,900	246,500	271,700	317,900	364,100	413,500	475,500
	21	180,700	216,200	247,900	273,500	319,800	365,900	415,300	476,700
	22	182,200	217,700	248,900	275,300	321,800	367,900	416,900	478,100
	23	183,700	219,100	249,900	277,100	323,700	370,000	418,500	479,500
	24	185,200	220,600	251,000	278,800	325,700	372,100	420,000	480,700
	25	186,800	222,000	252,200	280,600	327,600	373,500	421,500	482,100
	26	188,300	223,400	253,600	282,500	329,500	375,300	422,800	483,400
	27	189,800	224,700	255,000	284,400	331,500	377,100	424,100	484,800
	28	191,200	226,000	256,500	286,200	333,500	378,800	425,400	486,200
	29	192,700	227,400	257,900	288,200	335,000	380,600	426,700	487,600
	30	194,000	228,800	259,600	290,000	336,800	382,100	427,900	488,700
	31	195,300	230,300	261,300	291,800	338,500	383,700	429,100	489,800
	32	196,600	231,700	262,900	293,700	340,300	385,400	430,200	490,900
	33	198,000	233,000	264,400	295,400	342,000	386,700	431,400	492,000
	34	199,400	234,300	266,200	297,100	343,800	388,000	432,600	492,900
	35	200,800	235,300	267,900	298,900	345,700	389,300	433,800	493,800
	36	202,200	236,600	269,600	300,700	347,500	390,500	435,000	494,700
	37	203,300	238,000	271,100	302,200	349,300	391,600	436,300	495,700
	38	204,600	239,300	272,800	303,900	351,000	392,800	437,100	
	39	205,900	240,400	274,500	305,500	352,600	393,900	437,500	
	40	207,200	241,700	276,100	307,100	354,300	395,000	438,200	
	41	208,400	243,000	277,800	308,900	355,500	395,800	438,700	
	42	209,600	244,200	279,400	310,600	356,600	396,600	439,100	
	43	210,800	245,400	281,100	312,200	357,800	397,400	439,500	
	44	212,000	246,500	282,800	313,900	359,000	398,200	439,900	

再任 用職 以外 の 職員	45	213,200	247,600	284,300	315,000	360,200	398,600	440,300
	46	214,300	249,000	286,000	316,400	361,000	399,200	440,700
	47	215,300	250,500	287,700	317,900	362,200	399,700	441,100
	48	216,400	251,900	289,300	319,500	363,300	400,100	441,400
	49	217,400	253,500	290,700	320,900	364,300	400,500	441,700
	50	218,400	254,900	292,300	322,200	365,300	400,800	442,100
	51	219,300	256,300	293,700	323,400	366,300	401,100	442,400
	52	220,300	257,600	295,300	324,700	367,300	401,400	442,700
	53	220,900	258,700	296,700	325,800	368,100	401,700	443,000
	54	221,800	260,100	298,200	326,800	368,900	402,000	
	55	222,500	261,500	299,600	327,900	369,800	402,300	
	56	223,500	262,800	301,100	328,900	370,700	402,600	
	57	224,200	263,800	302,300	329,400	371,200	402,900	
	58	225,100	265,100	303,500	330,300	372,000	403,200	
	59	225,800	266,400	304,700	331,100	372,800	403,500	
	60	226,600	267,700	306,100	332,000	373,600	403,900	
	61	227,500	268,600	307,400	332,800	374,000	404,100	
	62	228,300	269,800	308,600	333,100	374,700	404,400	
	63	229,200	271,100	309,900	333,700	375,400	404,700	
	64	230,300	272,400	311,100	334,400	376,100	405,000	
	65	230,900	273,400	312,500	335,000	376,500	405,200	
	66	231,700	274,500	313,300	335,700	377,100	405,500	
	67	232,500	275,500	314,100	336,400	377,800	405,800	
	68	233,300	276,600	314,900	337,100	378,400	406,000	
	69	234,000	277,700	315,500	337,800	378,800	406,200	
	70	234,700	278,700	316,200	338,300	379,300	406,500	
	71	235,400	279,800	316,900	338,900	379,800	406,800	
	72	236,000	280,900	317,500	339,500	380,300	407,000	
	73	236,700	281,700	318,200	339,800	380,900	407,200	
	74	237,500	282,400	318,400	340,400	381,400	407,500	
	75	238,300	282,900	319,000	340,900	382,000	407,800	
	76	239,000	283,700	319,600	341,500	382,600	408,000	
	77	239,600	284,500	320,200	342,000	383,100	408,200	
	78	240,200	285,100	320,700	342,500	383,600	408,500	
	79	240,800	285,700	321,200	343,000	384,100	408,800	
	80	241,400	286,300	321,700	343,400	384,600	409,000	
	81	241,700	287,000	322,300	343,700	384,900	409,200	
	82	242,100	287,500	322,800	344,000	385,400		
	83	242,500	287,900	323,200	344,400	385,800		
	84	242,900	288,300	323,700	344,700	386,200		
	85	243,300	288,500	324,200	345,200	386,600		
	86		288,700	324,600	345,500	387,000		
	87		288,900	324,800	345,800	387,400		
	88		289,100	325,200	346,100	387,800		
	89		289,500	325,600	346,500	388,100		
	90		289,700	326,000	346,800	388,500		
	91		289,900	326,400	347,200	388,900		
	92		290,100	326,800	347,500	389,200		

	93		290,500	327,100	347,900	389,500			
	94		290,700	327,300	348,200	389,900			
	95		290,900	327,700	348,500	390,200			
	96		291,200	328,000	348,800	390,500			
	97		291,600	328,200	349,100	390,800			
	98		291,900	328,500	349,500	391,100			
	99		292,100	328,800	349,900	391,400			
	100		292,400	329,100	350,300	391,700			
	101		292,700	329,300	350,800	392,000			
	102		292,900	329,600	351,200				
	103		293,100	330,000	351,600				
	104		293,400	330,200	352,000				
	105		293,700	330,300	352,500				
	106			330,600					
	107			331,000					
	108			331,200					
	109			331,400					
	110			331,800					
	111			332,200					
	112			332,600					
	113			332,800					
再任用職員		187,900	214,500	242,700	256,100	281,300	322,000	364,200	425,700

備考 この表は、本庁、病院、保健福祉環境事務所、家畜保健衛生所等に勤務する獣医師、薬剤師、診療放射線技師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

二 医療職給料表(三)

職員 の区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	160,100	187,600	236,000	258,900	284,100	328,800
	2	161,500	189,700	237,800	259,900	285,900	330,900
	3	163,000	191,800	239,600	260,800	287,700	333,000
	4	164,400	193,800	241,400	261,900	289,600	335,200
	5	165,900	195,900	242,800	262,700	291,400	337,300
	6	167,400	198,200	244,100	263,700	293,200	339,400
	7	168,900	200,500	245,300	264,500	295,100	341,600
	8	170,400	202,800	246,600	265,500	296,900	343,700
	9	171,700	205,200	247,700	266,600	298,800	345,300
	10	173,400	206,600	248,800	267,400	300,700	347,300
	11	175,000	208,000	249,700	268,500	302,500	349,200
	12	176,600	209,400	250,600	269,700	304,400	351,200
	13	178,100	210,800	251,900	271,000	306,100	353,200
	14	180,100	212,300	253,000	272,300	307,700	355,300
	15	182,100	213,800	253,800	273,500	309,500	357,400
	16	184,100	215,000	254,800	275,000	311,300	359,400
	17	186,300	216,400	255,600	276,300	313,100	361,400
	18	188,400	217,900	256,500	277,700	314,700	363,400
	19	190,500	219,400	257,500	278,900	316,400	365,500
	20	192,600	220,900	258,400	280,300	318,100	367,600
	21	194,700	222,300	259,300	281,900	319,600	369,300
	22	196,900	224,000	260,300	283,500	321,100	371,400
	23	199,100	225,700	261,200	285,000	322,700	373,500
	24	201,300	227,400	262,200	286,400	324,200	375,500
	25	203,300	228,800	263,400	287,700	325,800	377,500
	26	204,600	230,500	264,700	289,500	327,200	379,100
	27	205,900	232,200	265,900	291,300	328,700	381,000
	28	207,200	233,900	267,200	293,000	330,300	382,900
	29	208,400	235,500	268,400	294,600	331,600	384,700
	30	209,600	236,900	269,900	296,200	333,100	386,400
	31	210,900	238,200	271,500	297,800	334,500	388,300
	32	212,100	239,300	272,900	299,500	336,000	390,100
	33	213,400	240,600	274,500	300,900	337,600	391,800
	34	214,700	241,700	276,000	302,400	339,100	393,500
	35	216,000	242,600	277,300	304,000	340,700	395,300
	36	217,300	243,700	278,600	305,600	342,200	397,000
	37	218,700	244,800	280,200	307,100	343,900	398,600
	38	220,100	245,900	281,600	308,500	345,500	400,300
	39	221,400	246,800	283,100	310,000	347,000	402,100
	40	222,800	247,900	284,500	311,600	348,600	403,900
	41	223,800	248,600	286,100	313,200	349,800	405,400
	42	225,200	249,500	287,600	314,600	351,300	406,900
	43	226,600	250,400	289,100	316,000	352,800	408,400
	44	228,000	251,300	290,700	317,500	354,200	409,700

	45	229,200	252,100	292,000	318,500	355,800	410,800
	46	230,600	253,100	293,400	319,900	356,800	411,900
	47	231,900	254,000	294,900	321,300	358,300	413,000
	48	233,200	255,000	296,400	322,800	359,600	414,200
	49	234,300	256,000	297,700	323,900	361,000	415,500
	50	235,400	257,200	299,000	325,300	362,400	416,600
	51	236,400	258,400	300,300	326,600	363,700	417,800
	52	237,500	259,600	301,700	327,900	365,100	418,900
	53	238,600	260,700	303,200	329,300	366,600	420,100
	54	239,700	262,200	304,500	330,700	367,800	421,100
	55	240,700	263,600	305,900	332,100	368,900	422,200
	56	241,700	265,000	307,300	333,400	370,100	423,300
	57	242,600	266,600	308,300	334,300	371,200	424,400
	58	243,600	268,200	309,500	335,600	372,100	424,900
	59	244,300	269,700	310,700	336,800	373,100	425,500
	60	245,300	271,200	312,100	338,100	374,100	425,900
	61	246,200	272,600	313,200	339,200	374,700	426,500
	62	247,200	274,100	314,500	340,100	375,500	427,000
	63	248,000	275,600	315,800	341,300	376,300	427,400
	64	249,000	276,900	317,000	342,600	377,100	427,900
	65	249,900	278,500	318,300	343,700	377,800	428,500
	66	250,900	280,000	319,600	344,900	378,500	428,900
	67	252,000	281,500	320,900	346,100	379,300	429,200
	68	252,900	283,000	322,200	347,200	380,000	429,500
	69	253,700	284,100	322,900	348,200	380,600	429,900
	70	254,800	285,600	324,000	349,200	381,200	430,300
	71	255,900	287,100	325,100	350,300	381,900	430,600
	72	257,100	288,500	326,000	351,400	382,500	430,900
	73	258,500	289,700	327,300	352,200	383,200	431,200
	74	259,800	291,100	328,000	353,300	383,700	431,500
	75	261,100	292,400	329,100	354,400	384,300	431,800
	76	262,300	293,700	330,300	355,500	384,800	432,100
	77	263,300	295,200	331,400	356,200	385,200	432,400
	78	264,400	296,500	332,600	357,000	385,800	
	79	265,700	297,700	333,700	357,800	386,300	
	80	266,900	299,000	334,900	358,500	386,600	
	81	268,000	299,700	336,000	359,100	386,900	
	82	269,000	300,900	337,100	359,600	387,400	
	83	270,100	302,000	338,100	360,200	387,800	
	84	271,200	303,200	339,200	360,700	388,100	
	85	272,000	304,300	340,100	361,300	388,400	
	86	272,900	305,500	341,100	361,800	388,900	
	87	274,000	306,700	342,000	362,400	389,400	
	88	275,100	307,800	343,000	362,900	389,800	
	89	276,100	309,100	344,000	363,300	390,100	
	90	277,000	310,300	344,800	363,700	390,500	
	91	277,900	311,500	345,600	364,300	391,000	
	92	278,900	312,700	346,400	364,800	391,400	

再任職員以外の職員

93	279,900	313,500	347,000	365,100	391,800
94	280,900	314,200	347,600	365,600	392,200
95	281,800	314,900	348,300	366,000	392,600
96	282,800	315,500	348,900	366,300	393,000
97	283,600	316,200	349,300	366,900	393,300
98	284,400	316,500	349,700	367,400	393,700
99	285,000	317,100	350,200	367,900	394,100
100	285,900	317,800	350,600	368,400	394,400
101	286,700	318,200	351,100	369,000	394,700
102	287,500	318,800	351,500	369,500	395,100
103	288,300	319,400	352,000	370,000	395,400
104	289,100	320,000	352,400	370,400	395,700
105	289,800	320,400	352,700	371,000	396,000
106	290,300	320,900	353,200	371,500	396,300
107	290,800	321,400	353,600	372,000	396,600
108	291,300	321,900	353,900	372,500	396,900
109	291,500	322,300	354,400	373,100	397,200
110	291,800	322,700	354,900	373,500	
111	292,000	323,000	355,400	374,000	
112	292,400	323,300	355,900	374,500	
113	292,700	323,700	356,400	375,100	
114	292,900	324,100	356,900	375,600	
115	293,300	324,500	357,400	376,100	
116	293,600	324,800	357,800	376,500	
117	293,900	325,000	358,200	376,900	
118	294,200	325,300	358,600	377,300	
119	294,500	325,700	359,100	377,700	
120	294,900	325,900	359,600	378,100	
121	295,200	326,100	360,000	378,500	
122	295,600	326,400	360,500		
123	295,900	326,700	361,000		
124	296,300	327,000	361,500		
125	296,500	327,200	361,800		
126	296,700	327,500			
127	297,000	327,900			
128	297,400	328,100			
129	297,600	328,200			
130	297,900	328,500			
131	298,300	328,900			
132	298,700	329,100			
133	298,900	329,400			
134	299,200	329,800			
135	299,600	330,200			
136	299,900	330,600			
137	300,100	330,900			
138	300,400	331,300			
139	300,800	331,700			
140	301,100	332,100			

141	301,300	332,400				
142	301,700	332,800				
143	302,100	333,100				
144	302,400	333,500				
145	302,500	333,800				
146	302,800	334,200				
147	303,100	334,600				
148	303,500	335,000				
149	303,700	335,300				
150	303,900	335,700				
151	304,200	336,100				
152	304,500	336,500				
153	304,900	336,800				
154	305,100					
155	305,300					
156	305,600					
157	305,900					
158	306,200					
159	306,500					
160	306,800					
161	307,200					
162	307,500					
163	307,800					
164	308,100					
165	308,500					
166	308,800					
167	309,100					
168	309,400					
169	309,800					
再任用職員	234,300	254,600	261,800	272,000	288,300	325,400

備考 この表は、本庁、病院、保健福祉環境事務所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ホ 研究職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	141,700	191,400	278,000	329,500	387,700
	2	142,800	194,000	280,400	331,700	390,600
	3	144,000	196,400	282,800	333,900	393,300
	4	145,100	198,800	285,200	335,900	396,100
	5	146,200	201,300	287,500	337,800	398,300
	6	147,500	203,600	289,700	339,900	401,000
	7	148,800	205,900	291,700	342,000	403,700
	8	150,100	208,100	293,700	344,000	406,400
	9	151,200	210,200	295,900	345,900	409,000
	10	152,900	212,500	298,500	347,900	411,600
	11	154,500	215,000	301,100	350,000	414,300
	12	156,100	217,300	303,900	352,000	417,100
	13	157,600	219,500	306,100	354,000	419,700
	14	159,500	221,900	308,700	355,900	422,400
	15	161,400	224,300	311,200	357,700	425,200
	16	163,400	226,700	314,000	359,600	427,900
	17	165,200	229,000	316,600	361,500	430,400
	18	167,400	231,800	318,800	363,400	433,000
	19	169,600	234,700	321,000	365,300	435,500
	20	171,700	237,600	323,100	367,300	438,100
	21	173,900	240,100	325,400	368,900	440,600
	22	176,300	242,800	327,400	370,900	443,200
	23	178,600	245,300	329,400	372,700	445,800
	24	180,900	248,000	331,400	374,600	448,300
	25	183,000	250,700	333,500	376,100	450,500
	26	185,200	253,100	335,400	377,800	452,800
	27	187,300	255,400	337,200	379,700	455,300
	28	189,400	257,600	339,100	381,600	457,800
	29	201,300	260,300	341,000	383,400	460,300
	30	203,600	262,500	342,700	385,300	462,800
	31	205,900	264,400	344,200	387,200	465,300
	32	208,100	266,500	345,900	389,100	467,800
	33	210,200	268,400	347,300	390,700	470,100
	34	212,500	270,400	348,700	392,500	472,500
	35	215,000	272,500	350,200	394,100	474,900
	36	217,300	274,400	351,700	395,900	477,400
	37	219,500	276,300	353,000	397,100	479,800
	38	221,900	277,800	354,400	398,600	482,300
	39	224,300	279,000	355,700	400,000	484,700
	40	226,700	280,500	357,100	401,400	487,200
	41	229,000	281,900	357,900	402,800	489,500
	42	231,800	282,900	359,000	404,100	491,700
	43	234,700	283,900	360,200	405,600	493,900
	44	237,600	284,900	361,300	407,200	496,100
	45	240,100	287,500	362,500	408,600	497,800
	46	242,800	289,700	363,700	409,800	499,300
	47	245,300	291,700	365,000	411,400	500,900
	48	248,000	293,700	366,100	413,000	502,400

再任 用職 員以 外の 職員	49	250,700	295,900	367,200	414,300	504,100
	50	253,100	298,500	368,500	415,700	505,500
	51	255,400	301,100	369,800	417,200	506,900
	52	257,600	303,900	371,100	418,600	508,400
	53	260,300	306,100	371,800	420,000	509,500
	54	262,500	308,700	372,800	421,400	510,700
	55	264,400	311,200	373,700	422,800	511,900
	56	266,500	314,000	374,700	424,200	513,100
	57	268,400	316,600	375,500	425,300	514,000
	58	270,400	318,800	376,300	426,600	515,000
	59	272,500	321,000	377,000	428,000	516,000
	60	274,400	323,100	377,700	429,300	517,000
	61	276,300	325,400	378,300	430,100	518,100
	62	277,800	327,400	379,000	431,000	519,000
	63	279,000	329,400	379,900	432,000	519,700
	64	280,500	331,400	380,800	432,900	520,400
	65	281,900	333,500	381,400	433,800	521,200
	66	282,900	335,400	382,200	434,600	522,000
	67	283,900	337,200	383,000	435,200	522,800
	68	284,900	339,100	383,800	436,000	523,600
	69	285,600	341,000	384,400	436,400	524,300
	70	286,800	342,700	385,100	437,000	525,100
	71	288,000	344,200	385,800	437,500	525,900
	72	289,200	345,900	386,500	438,000	526,700
	73	290,600	347,300	387,200	438,500	527,400
	74	291,900	348,700	387,800	439,000	
	75	293,000	350,200	388,400	439,500	
	76	294,100	351,700	389,100	440,000	
	77	295,300	353,000	389,800	440,400	
	78	296,500	354,400	390,400	440,900	
	79	297,800	355,700	391,000	441,300	
	80	298,900	357,100	391,600	441,700	
	81	300,000	357,900	392,200	442,100	
	82	301,100	359,000	392,800	442,500	
	83	302,300	360,200	393,400	442,900	
	84	303,500	361,300	394,000	443,300	
	85	304,400	362,500	394,500	443,600	
	86	305,500	363,700	395,000	444,000	
	87	306,600	365,000	395,500	444,300	
	88	307,700	366,100	396,200	444,600	
	89	308,700	367,200	396,600	444,900	
	90	309,800	368,500			
	91	310,800	369,800			
	92	311,800	371,100			
	93	312,900	371,800			
	94	313,900	372,800			
	95	315,000	373,700			
	96	316,100	374,700			
	97	316,800	375,500			
	98	317,800	376,300			
	99	318,900	377,000			
	100	320,000	377,700			

101	321,100	378,300			
102	322,100	379,000			
103	323,000	379,900			
104	323,900	380,800			
105	325,000	381,400			
106	325,800	382,200			
107	326,500	383,000			
108	327,300	383,800			
109	327,800	384,400			
110	328,300	385,100			
111	328,800	385,800			
112	329,300	386,500			
113	329,600	387,200			
114	330,100	387,800			
115	330,600	388,400			
116	331,100	389,100			
117	331,400	389,800			
118	331,800	390,400			
119	332,300	391,000			
120	332,800	391,600			
121	333,300	392,200			
再任用職員	216,700	257,900	282,700	325,100	383,600

備考 この表は、試験研究機関（保健環境研究所、工業技術センター、農林業総合試験場、水産海洋技術センター等をいう。以下同じ。）に勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

へ 公安職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	164,900	180,600	207,100	247,100	290,800	317,300	345,900	380,700
	2	166,600	182,400	209,100	248,900	292,800	319,500	348,100	382,900
	3	168,400	184,200	211,100	250,700	294,900	321,800	350,400	385,000
	4	170,100	186,000	213,100	252,500	297,200	323,900	352,600	387,100
	5	171,600	187,900	215,100	254,200	299,000	326,200	354,600	388,900
	6	173,500	190,200	217,100	256,000	301,200	328,400	356,700	390,900
	7	175,300	192,500	219,100	257,600	303,300	330,700	358,900	392,700
	8	177,200	194,800	221,000	259,300	305,500	332,900	361,100	394,500
	9	178,900	197,000	223,100	260,700	307,500	334,800	363,000	396,300
	10	180,600	199,600	224,900	262,300	309,700	337,100	365,200	398,300
	11	182,300	202,100	226,700	263,600	312,000	339,300	367,300	400,300
	12	184,000	204,600	228,500	264,900	314,100	341,600	369,500	402,400
	13	185,900	206,900	230,400	266,500	316,200	343,600	371,500	404,100
	14	188,000	208,700	232,300	267,900	318,500	345,700	373,600	406,200
	15	190,100	210,500	234,200	269,000	320,700	347,900	375,800	408,200
	16	192,200	212,300	236,100	270,300	322,900	350,000	377,900	410,300
	17	194,400	214,200	237,700	271,300	324,800	352,200	379,600	412,000
	18	196,800	216,100	239,500	272,700	327,100	354,200	381,600	413,700
	19	199,200	218,000	241,300	274,100	329,200	356,300	383,500	415,400
	20	201,600	219,800	243,100	275,500	331,500	358,400	385,500	417,000
	21	204,100	221,500	244,700	276,800	333,500	360,300	387,300	418,700
	22	205,900	223,300	246,100	278,200	335,500	362,300	389,400	420,300
	23	207,700	225,100	247,300	279,500	337,600	364,300	391,500	421,700
	24	209,500	226,900	248,600	281,000	339,600	366,400	393,500	423,200
	25	211,400	228,600	249,900	282,200	341,600	368,200	395,200	424,500
	26	213,200	230,300	251,200	284,100	343,700	370,200	397,200	425,900
	27	215,000	232,000	252,500	286,100	345,700	372,200	399,300	427,400
	28	216,700	233,700	253,700	288,100	347,700	374,200	401,400	429,000
	29	218,600	235,100	254,900	290,000	349,700	376,100	402,900	430,300
	30	220,400	236,900	256,000	292,000	351,800	378,200	404,700	432,000
	31	222,200	238,700	257,300	293,800	353,800	380,300	406,400	433,700
	32	224,000	240,500	258,400	295,700	355,900	382,300	408,100	435,300
	33	225,700	241,900	259,100	297,500	357,500	384,200	409,800	436,700
	34	227,400	243,400	260,300	299,300	359,500	386,300	411,300	438,400
	35	229,100	244,700	261,400	301,200	361,400	388,400	412,900	440,100
	36	230,800	246,100	262,600	303,000	363,500	390,300	414,400	441,700
	37	232,200	247,400	263,500	304,800	365,400	392,000	415,700	443,100
	38	234,000	248,700	264,700	306,700	367,500	393,500	417,200	443,800
	39	235,800	249,900	265,700	308,600	369,500	394,800	418,700	444,500
	40	237,600	251,100	266,700	310,300	371,500	396,200	420,200	445,200
	41	239,000	252,300	267,900	312,200	373,500	397,400	424,500	448,200
	42	240,400	253,500	269,300	314,000	375,600	398,500	425,900	450,000
	43	241,700	254,600	270,600	315,900	377,700	399,500	427,400	451,800
	44	242,900	255,700	271,800	317,800	379,700	400,500	429,000	453,500
	45	244,200	256,600	272,900	319,500	381,400	402,900	430,300	455,100
	46	245,300	257,700	274,400	321,400	383,100	404,700	432,000	456,800
	47	246,300	258,800	275,900	323,300	384,700	406,400	433,700	458,400
	48	247,200	260,000	277,500	325,100	386,400	408,100	435,300	460,200

	49	248,100	260,900	279,300	326,700	387,800	409,800	436,700	461,700
	50	249,200	262,100	281,000	328,300	388,800	411,300	438,400	463,100
	51	250,400	263,100	282,700	329,800	389,800	412,900	440,100	464,600
	52	251,500	264,200	284,200	331,500	390,800	414,400	441,700	465,900
	53	252,300	265,400	285,700	333,100	392,100	415,700	443,100	467,100
	54	253,500	266,400	287,500	334,800	393,200	417,200	443,800	467,800
	55	254,400	267,800	289,200	336,600	394,300	418,700	444,500	468,500
	56	255,600	269,000	290,900	338,400	395,500	420,200	445,200	469,200
	57	256,600	270,000	292,500	339,500	396,800	421,700	445,600	469,700
	58	257,600	271,600	294,200	341,200	397,600	423,000	446,200	470,500
	59	258,400	273,000	296,000	342,800	398,400	424,300	446,900	471,200
	60	259,400	274,600	297,800	344,400	399,100	425,500	447,500	471,800
	61	260,500	276,200	299,200	346,000	399,600	426,500	448,300	472,100
	62	261,500	277,800	301,000	347,700	400,300	427,200	449,000	472,700
	63	262,600	279,400	302,800	349,400	401,000	428,000	449,500	473,200
	64	263,500	280,900	304,500	351,100	401,700	428,800	450,000	473,700
	65	264,600	282,400	306,000	352,700	402,000	429,300	450,500	474,200
	66	265,800	283,800	307,700	354,300	402,700	429,700	450,800	474,600
	67	267,000	285,300	309,200	355,900	403,400	430,100	451,100	475,000
	68	268,300	286,700	310,900	357,500	404,000	430,400	451,500	475,400
	69	269,500	288,300	312,400	358,700	404,400	430,700	451,900	475,700
	70	270,900	289,800	313,800	360,100	404,900	431,100	452,100	476,100
	71	272,300	291,400	315,300	361,400	405,500	431,400	452,400	476,500
	72	273,600	293,000	316,800	362,800	406,000	431,700	452,600	476,800
	73	274,900	294,200	317,700	364,000	406,500	432,000	453,000	477,100
	74	276,300	295,600	319,300	365,200	406,900	432,300	453,200	477,500
	75	277,700	297,100	320,800	366,500	407,400	432,600	453,400	477,800
	76	278,900	298,600	322,500	367,800	407,900	432,900	453,600	478,100
	77	280,100	299,700	324,300	369,100	408,400	433,200	454,000	478,400
	78	281,300	301,200	326,000	370,300	408,900	433,500	454,300	
	79	282,500	302,500	327,600	371,500	409,500	433,800	454,600	
	80	283,600	304,000	329,200	372,700	410,000	434,100	454,800	
	81	284,700	305,400	330,900	373,900	410,400	434,400	455,000	
	82	285,900	306,800	332,600	375,100	411,000	434,700	455,300	
	83	287,200	308,100	334,200	376,200	411,500	435,000	455,600	
	84	288,500	309,500	335,900	377,400	411,700	435,300	455,800	
	85	289,700	310,600	337,300	378,500	412,000	435,500	456,000	
	86	290,900	312,100	338,800	379,100	412,500	435,800	456,300	
	87	292,000	313,400	340,300	379,600	412,800	436,100	456,600	
	88	293,200	314,900	341,800	380,200	413,100	436,400	456,800	
	89	294,300	316,400	343,100	380,800	413,400	436,600	457,000	
	90	295,500	317,900	344,300	381,400	413,800	436,900		
	91	296,600	319,300	345,600	382,000	414,200	437,200		
	92	297,800	320,800	346,900	382,600	414,600	437,500		
	93	298,500	322,100	348,300	382,900	414,900	437,700		
	94	299,800	323,400	349,800	383,400	415,300	438,000		
	95	300,900	324,800	351,300	384,000	415,700	438,300		
	96	302,200	326,100	352,800	384,500	416,000	438,600		
	97	303,300	327,300	354,100	384,900	416,300	438,800		
	98	304,500	328,600	355,300	385,300		439,100		
	99	305,700	329,900	356,400	385,900		439,400		
	100	306,900	331,200	357,600	386,400		439,700		

再任職員以外の職員

101	308,100	332,600	358,700	386,800		439,900		
102	309,100	333,500	359,800	387,300				
103	310,200	334,600	360,900	387,900				
104	311,200	335,800	362,100	388,400				
105	312,000	336,900	363,300	388,700				
106	312,600	338,000	363,800	389,100				
107	313,200	339,000	364,400	389,600				
108	313,900	340,100	365,000	389,900				
109	314,400	341,300	365,600	390,200				
110	314,900	342,300	366,100	390,700				
111	315,400	343,300	366,600	391,200				
112	316,000	344,200	367,100	391,700				
113	316,800	345,100	367,500	392,000				
114	317,500	346,000	367,900	392,500				
115	318,200	347,000	368,500	393,000				
116	318,900	348,000	369,000	393,500				
117	319,500	349,000	369,400	393,800				
118	320,300	349,500	369,900	394,300				
119	321,000	350,100	370,500	394,800				
120	321,800	350,700	371,000	395,300				
121	322,400	351,000	371,100	395,700				
122	322,700	351,400	371,700	396,200				
123	323,200	351,900	372,200	396,600				
124	323,700	352,300	372,600	397,100				
125	324,000	352,700	373,100	397,500				
126		353,100	373,600	397,900				
127		353,600	374,100	398,300				
128		354,000	374,600	398,700				
129		354,400	374,900	399,100				
130		354,800	375,400	399,500				
131		355,200	375,900	399,900				
132		355,600	376,400	400,300				
133		355,800	376,700	400,600				
134		356,300	377,200	401,000				
135		356,700	377,600	401,400				
136		357,000	378,000	401,700				
137		357,300	378,300	402,000				
138		357,700	378,800					
139		358,200	379,300					
140		358,700	379,800					
141		359,000	380,100					
142		359,500						
143		360,000						
144		360,500						
145		360,800						
再任用職員	240,700	252,400	256,500	287,800	304,300	342,000	377,100	408,700

備考 この表は、警察官に適用する。

ト 教育職給料表(二)

職員の区分	職務の等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	155,200	199,500	260,000	328,200	416,100
	2	156,700	201,200	262,500	330,400	417,900
	3	158,200	202,900	264,800	332,700	419,700
	4	159,700	204,600	267,100	334,800	421,400
	5	161,400	206,400	269,700	337,100	422,900
	6	163,300	208,100	272,100	339,300	424,400
	7	165,100	209,800	274,300	341,600	426,300
	8	166,900	211,400	276,500	343,900	428,200
	9	168,700	213,200	278,800	345,800	430,000
	10	170,800	215,100	281,100	347,900	431,800
	11	172,800	217,000	283,500	350,100	433,700
	12	174,800	218,900	285,700	352,200	435,500
	13	176,800	220,600	288,100	354,300	437,200
	14	179,000	222,600	290,200	356,300	439,100
	15	181,200	224,600	292,100	358,300	440,900
	16	183,400	226,600	294,100	360,300	442,800
	17	185,700	228,500	296,300	362,100	444,500
	18	188,300	231,200	298,800	364,000	446,300
	19	190,800	233,900	301,300	366,000	448,100
	20	193,300	236,600	304,000	368,000	449,900
	21	195,800	239,200	306,300	369,700	451,500
	22	197,500	242,000	308,900	371,600	453,200
	23	199,200	244,600	311,200	373,500	455,100
	24	200,900	247,300	313,900	375,400	456,800
	25	202,400	249,800	316,500	376,800	458,500
	26	204,100	252,300	318,800	378,600	460,100
	27	205,800	254,800	321,200	380,400	461,700
	28	207,400	257,100	323,400	382,300	463,200
	29	208,900	259,800	325,700	384,200	464,700
	30	210,600	262,200	327,700	386,100	466,000
	31	212,300	264,400	329,900	388,000	467,300
	32	214,000	266,600	332,100	390,000	468,600
	33	215,600	268,800	334,100	391,700	469,800
	34	217,400	271,000	336,200	393,400	470,500
	35	219,200	273,200	338,400	395,000	471,200
	36	221,000	275,200	340,500	396,800	471,900
	37	222,600	277,500	342,600	398,000	472,500
	38	224,400	279,500	344,700	399,500	473,100
	39	226,200	281,400	346,900	400,900	473,700
	40	228,000	283,400	349,000	402,300	474,300
	41	229,700	285,200	351,100	404,000	474,900
	42	231,400	287,600	353,200	405,400	475,500
	43	233,000	289,900	355,200	406,700	476,000
	44	234,600	292,400	357,300	408,200	476,500

	45	236,200	294,500	359,200	409,800	477,000
	46	237,600	297,000	361,200	411,100	477,500
	47	238,900	299,300	363,200	412,600	478,000
	48	240,100	302,000	365,200	414,200	478,400
	49	241,600	304,400	366,900	415,900	478,800
	50	243,100	306,800	368,700	417,300	
	51	244,300	309,300	370,600	418,900	
	52	245,800	311,600	372,600	420,400	
	53	247,000	313,900	374,500	422,100	
	54	248,200	316,100	376,300	423,600	
	55	249,600	318,200	378,100	425,200	
	56	250,700	320,400	379,800	426,800	
	57	252,000	322,600	381,300	428,300	
	58	253,100	324,700	382,900	429,800	
	59	254,200	326,900	384,600	431,000	
	60	255,400	328,900	386,300	432,200	
	61	256,700	331,000	387,500	433,400	
	62	258,000	333,100	388,900	434,700	
	63	259,400	335,300	390,300	436,000	
	64	260,600	337,500	391,600	437,200	
	65	261,900	339,400	393,000	438,400	
	66	263,400	341,600	394,200	439,600	
	67	264,900	343,700	395,600	440,800	
	68	266,600	345,900	397,000	442,000	
	69	268,100	347,800	398,300	443,200	
	70	269,500	349,700	399,600	444,400	
	71	270,900	351,800	401,000	445,600	
	72	272,300	353,800	402,300	446,800	
	73	273,400	355,500	403,600	447,900	
	74	274,800	357,400	405,000	448,500	
	75	276,200	359,200	406,400	449,000	
	76	277,400	361,100	407,700	449,500	
	77	278,800	363,000	408,900	450,000	
	78	280,000	364,700	410,100	450,500	
	79	281,200	366,400	411,400	451,000	
	80	282,400	368,000	412,800	451,500	
	81	283,500	369,500	414,100	451,900	
	82	284,700	371,000	415,300	452,400	
	83	285,900	372,500	416,300	452,800	
	84	287,100	373,900	417,500	453,200	
	85	288,300	375,000	418,700	453,600	
再任	86	289,400	376,400	419,900	454,000	
用職	87	290,500	377,800	421,100	454,400	
員以	88	291,700	379,100	422,100	454,800	
外の	89	292,900	380,400	423,200	455,100	
職員	90	294,000	381,700	424,200		
	91	295,200	382,900	425,200		
	92	296,400	384,200	426,200		

93	297, 100	385, 500	427, 100
94	298, 100	386, 600	427, 900
95	299, 200	387, 900	428, 700
96	300, 400	389, 100	429, 500
97	301, 400	390, 500	430, 300
98	302, 500	391, 500	430, 700
99	303, 500	392, 600	431, 100
100	304, 600	393, 600	431, 500
101	305, 500	394, 500	431, 900
102	306, 600	395, 500	432, 200
103	307, 700	396, 600	432, 500
104	308, 700	397, 700	432, 800
105	309, 300	398, 400	433, 100
106	310, 200	399, 300	433, 400
107	311, 000	400, 200	433, 700
108	311, 800	401, 100	433, 900
109	312, 700	401, 900	434, 100
110	313, 100	402, 800	434, 400
111	313, 500	403, 600	434, 700
112	314, 000	404, 400	434, 900
113	314, 600	405, 000	435, 100
114	315, 000	405, 700	435, 400
115	315, 500	406, 400	435, 700
116	316, 000	407, 100	435, 900
117	316, 600	407, 700	436, 100
118	317, 100	408, 200	436, 400
119	317, 500	408, 600	436, 700
120	318, 000	409, 000	436, 900
121	318, 500	409, 400	437, 100
122	318, 900	409, 700	
123	319, 400	410, 000	
124	319, 900	410, 200	
125	320, 500	410, 400	
126	320, 800	410, 700	
127	321, 100	411, 000	
128	321, 400	411, 200	
129	321, 600	411, 400	
130	321, 900	411, 700	
131	322, 200	412, 000	
132	322, 500	412, 200	
133	322, 700	412, 400	
134	322, 900	412, 700	
135	323, 100	413, 000	
136	323, 400	413, 200	
137	323, 700	413, 400	
138	323, 900	413, 700	
139	324, 200	414, 000	
140	324, 500	414, 200	

141	324,700	414,400				
142	324,900	414,700				
143	325,200	415,000				
144	325,400	415,200				
145	325,700	415,400				
146	325,900	415,700				
147	326,200	416,000				
148	326,500	416,200				
149	326,700	416,400				
150	326,900	416,700				
151	327,200	417,000				
152	327,500	417,200				
153	327,700	417,400				
154	328,000					
155	328,300					
156	328,500					
157	328,700					
158	329,000					
159	329,300					
160	329,500					
161	329,700					
162	330,000					
163	330,300					
164	330,500					
165	330,700					
166	331,000					
167	331,300					
168	331,500					
169	331,700					
170	332,000					
171	332,300					
172	332,500					
173	332,700					
174	333,000					
175	333,300					
176	333,500					
177	333,700					
再任用職員	233,200	273,500	302,200	330,300	414,400	

備考1 この表は、県立の高等学校及びこれに準ずる学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

千 教育職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	155,200	171,100	260,000	289,000	405,900
	2	156,700	173,200	262,500	291,600	407,400
	3	158,200	175,300	264,800	294,500	408,900
	4	159,700	177,500	267,100	297,000	410,400
	5	161,400	179,500	269,700	299,500	411,800
	6	163,300	181,700	272,100	301,900	413,200
	7	165,100	183,900	274,300	304,200	414,700
	8	166,900	186,100	276,500	306,600	416,300
	9	168,700	188,400	278,800	309,000	417,700
	10	170,800	191,200	281,100	311,600	419,100
	11	172,800	193,900	283,500	314,300	420,500
	12	174,800	196,600	285,700	317,200	421,800
	13	176,800	199,500	288,100	319,700	423,100
	14	179,000	201,200	290,200	321,700	424,500
	15	181,200	202,900	292,100	323,700	425,900
	16	183,400	204,600	294,100	326,000	427,300
	17	185,700	206,400	296,300	328,200	428,500
	18	188,300	208,100	298,800	330,400	429,800
	19	190,800	209,800	301,300	332,700	431,000
	20	193,300	211,400	304,000	334,800	432,300
	21	195,800	213,200	306,300	337,100	433,400
	22	197,500	215,100	308,900	339,300	434,600
	23	199,200	217,000	311,200	341,600	435,900
	24	200,900	218,900	313,900	343,900	437,200
	25	202,400	220,600	316,500	345,800	438,500
	26	204,000	222,600	318,800	347,600	439,700
	27	205,600	224,600	321,200	349,500	440,700
	28	207,100	226,600	323,400	351,400	441,800
	29	208,800	228,500	325,700	353,200	443,000
	30	210,500	231,200	327,700	355,000	443,800
	31	212,200	233,900	329,900	356,700	444,600
	32	213,900	236,600	332,100	358,600	445,500
	33	215,400	239,200	334,100	360,200	446,400
	34	217,100	242,000	336,200	361,900	446,900
	35	218,800	244,600	338,300	363,600	447,400
	36	220,500	247,300	340,300	365,400	447,900
	37	222,000	249,800	342,300	367,300	448,400
	38	223,700	252,300	344,200	368,800	448,900
	39	225,400	254,800	346,200	370,300	449,400
	40	227,100	257,100	348,100	371,900	449,800
	41	228,700	259,800	349,900	373,100	450,200
	42	230,400	262,200	351,700	374,500	450,600
	43	232,000	264,400	353,500	375,900	451,000
	44	233,600	266,600	355,200	377,400	451,400

	45	235,300	268,800	357,000	378,900	451,800
	46	236,800	271,000	358,700	380,500	452,200
	47	238,200	273,200	360,200	382,100	452,600
	48	239,600	275,200	361,800	383,600	453,000
	49	241,000	277,500	363,100	385,000	453,300
	50	242,400	279,500	364,600	386,500	
	51	243,900	281,400	366,200	388,000	
	52	245,100	283,400	367,800	389,400	
	53	246,200	285,200	369,300	390,600	
	54	247,600	287,600	370,800	391,900	
	55	248,800	289,900	372,300	393,000	
	56	250,000	292,400	373,800	394,100	
	57	251,200	294,500	375,300	395,500	
	58	252,400	297,000	376,700	396,700	
	59	253,500	299,300	378,100	397,900	
	60	254,700	302,000	379,400	399,200	
	61	256,100	304,400	380,300	400,400	
	62	257,300	306,800	381,500	401,400	
	63	258,500	309,300	382,700	402,800	
	64	259,400	311,600	383,800	404,100	
	65	260,400	313,900	384,700	405,300	
	66	261,800	316,100	385,900	406,400	
	67	263,200	318,200	386,900	407,600	
	68	264,700	320,400	388,000	408,700	
	69	266,300	322,600	389,200	409,700	
	70	267,800	324,700	390,200	410,900	
	71	269,300	326,900	391,300	412,100	
	72	270,700	328,900	392,500	413,300	
	73	271,800	331,000	393,500	413,900	
	74	273,000	333,100	394,600	414,700	
	75	274,300	335,300	395,700	415,400	
	76	275,500	337,500	396,800	415,900	
	77	276,900	339,300	397,700	416,200	
	78	278,000	341,200	398,600	416,600	
再任	79	279,200	343,100	399,600	417,000	
用職	80	280,400	344,900	400,600	417,400	
員以	81	281,600	346,700	401,400	417,700	
外の	82	282,500	348,500	402,200	418,100	
職員	83	283,700	350,100	402,900	418,500	
	84	284,900	351,900	403,700	418,800	
	85	285,900	353,200	404,400	419,100	
	86	286,800	354,800	405,200	419,500	
	87	287,700	356,300	405,900	419,900	
	88	288,700	357,800	406,600	420,200	
	89	289,800	359,200	407,200	420,500	
	90	290,700	360,500	407,900	420,800	
	91	291,600	361,900	408,400	421,100	
	92	292,500	363,300	409,100	421,300	

93	292,900	364,800	409,500	421,500
94	293,600	366,100	409,900	421,800
95	294,300	367,400	410,200	422,100
96	295,100	368,600	410,500	422,300
97	295,900	369,600	410,800	422,500
98	296,700	370,600	411,100	422,800
99	297,500	371,600	411,400	423,100
100	298,200	372,600	411,600	423,300
101	299,100	373,500	411,800	423,500
102	299,600	374,500	412,100	423,800
103	300,100	375,500	412,400	424,100
104	300,600	376,500	412,600	424,300
105	300,800	377,300	412,800	424,500
106	301,200	378,200	413,100	
107	301,500	379,100	413,400	
108	301,700	380,100	413,600	
109	301,900	380,900	413,800	
110	302,100	381,900	414,100	
111	302,400	382,900	414,400	
112	302,700	383,900	414,600	
113	302,900	384,500	414,800	
114	303,100	385,400	415,100	
115	303,300	386,300	415,400	
116	303,600	387,200	415,600	
117	303,900	388,000	415,800	
118	304,200	388,700	416,100	
119	304,500	389,500	416,400	
120	304,800	390,300	416,600	
121	304,900	390,900	416,800	
122	305,100	391,700		
123	305,400	392,400		
124	305,700	393,100		
125	305,900	393,700		
126	306,200	394,400		
127	306,500	394,900		
128	306,700	395,500		
129	306,900	396,200		
130	307,200	396,800		
131	307,500	397,300		
132	307,700	397,800		
133	307,900	398,100		
134	308,200	398,400		
135	308,500	398,700		
136	308,700	399,000		
137	308,900	399,300		
138		399,600		
139		399,900		
140		400,200		

141			400,500			
142			400,800			
143			401,100			
144			401,400			
145			401,600			
146			401,900			
147			402,200			
148			402,400			
149			402,600			
150			402,900			
151			403,200			
152			403,400			
153			403,600			
154			403,900			
155			404,200			
156			404,400			
157			404,600			
158			404,900			
159			405,200			
160			405,400			
161			405,600			
162			405,900			
163			406,200			
164			406,400			
165			406,600			
再任用職員		224,400	270,300	297,300	323,600	404,400

備考1 この表は、小学校、中学校及びこれらに準ずる学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

## 別表第2

第5条第1項の給料表

号給	給料月額
	円
1	394,000
2	454,000
3	515,000
4	595,000
5	692,000
6	790,000

第5条第2項の給料表

号給	給料月額
	円
1	328,000
2	364,000
3	392,000

## 別表第3

号給	給料月額
	円
1	372,000
2	420,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

# 参 考 资 料

# 参 考 資 料 目 次

## 1 職員給与関係資料

平成28年県職員給与等実態調査の概要	(1)
第1表 職員の給料表別人員、平均年齢、平均経験年数	(2)
第2表 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比	(3)
第3表 職員の給料表別平均給与月額	(4)
第4表 民間給与との比較を行う職員の平均給与月額	(6)
第5表 職員の扶養手当の支給状況	(6)
第6表 職員の管理職手当の支給状況	(6)
第7表 職員の地域手当の支給状況	(7)
第8表 職員の住居手当の支給状況	(7)
第9表 職員の通勤手当の支給状況	(7)
第10表 職員の単身赴任手当の支給状況	(7)
第11表 職員の給料表別、職務の級別、号給別人員	(8)
第12表 職員と国家公務員の給与比較（ラスパイレス指数）	(25)

## 2 民間給与関係資料

平成28年職種別民間給与実態調査の概要	(26)
第13表 産業別、企業規模別調査事業所数	(28)
第14表 民間における初任給の改定状況	(29)
第15表 民間における定期昇給制度の状況	(30)
第16表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	(31)
第17表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	(32)
第18表 民間における家族手当の支給状況	(42)
第19表 民間における住宅手当の支給状況	(43)
第20表 民間における冬季賞与の配分状況	(43)

## 3 生計費関係資料

平成28年4月の標準生計費算定方法	(44)
第21表 福岡市における費目別、世帯人員別標準生計費	(45)

## 4 労働経済関係資料

第22表 労働経済指標	(46)
-------------	------

# 1 職員給与関係資料

## 平成28年県職員給与等実態調査の概要

今回の報告の基礎となった県職員給与等実態調査の概要は、次のとおりである。

### 1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与検討の資料とするため、平成28年4月における職員の給与等の実態を調査したものである。

### 2 調査対象

平成28年4月1日に在職する職員で、福岡県職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第41号）、福岡県警察職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第50号）、福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第51号）、福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年福岡県条例第76号）及び福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年福岡県条例第57号）の適用を受ける職員

### 3 調査事項

学歴、年齢、性別、経験年数、適用給料表、職務の級、号給、職名、給料月額、給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当及びその他の手当等

第1表 職員の給料表別人員、平均年齢、平均経験年数

区分 給料表	適用人員	平均年齢	平均経験年数
全給料表	( 48,820 ) 48,738 人	( 43.2 ) 42.9 歳	( 21.0 ) 20.7 年
行政職給料表	( 8,893 ) 8,918	( 42.8 ) 42.6	( 21.0 ) 20.8
医療職給料表(一)	( 42 ) 41	( 44.8 ) 45.0	( 20.6 ) 20.4
医療職給料表(二)	( 362 ) 349	( 45.6 ) 45.9	( 22.7 ) 23.0
医療職給料表(三)	( 231 ) 212	( 46.5 ) 46.2	( 24.1 ) 23.5
研究職給料表	( 350 ) 358	( 44.5 ) 44.7	( 21.4 ) 21.6
公安職給料表	( 10,773 ) 10,826	( 38.2 ) 38.2	( 16.9 ) 16.9
教育職給料表(二)	( 6,526 ) 6,490	( 46.6 ) 46.3	( 24.0 ) 23.7
教育職給料表(三)	( 21,642 ) 21,543	( 44.6 ) 44.1	( 22.0 ) 21.5
特定任期付職員給料表	( 1 ) 1	( 62.8 ) 63.8	( 42.3 ) 43.3

(注) 1 ( )内は、平成27年の数値である。

2 再任用職員は含まれていない。以下、第10表まで同じ。

第2表 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比

区分 給料表	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
全給料表	% ( 76.1 ) 76.4	% ( 9.4 ) 9.1	% ( 14.5 ) 14.5	% ( 0.0 ) 0.0	% ( 59.9 ) 59.5	% ( 40.1 ) 40.5
行政職給料表	( 63.7 ) 63.6	( 8.5 ) 8.5	( 27.7 ) 27.8	( 0.1 ) 0.1	( 64.5 ) 63.7	( 35.5 ) 36.3
医療職給料表(一)	( 100.0 ) 100.0	( - ) -	( - ) -	( - ) -	( 59.5 ) 63.4	( 40.5 ) 36.6
医療職給料表(二)	( 77.1 ) 78.5	( 22.9 ) 21.5	( - ) -	( - ) -	( 54.7 ) 55.0	( 45.3 ) 45.0
医療職給料表(三)	( 65.8 ) 71.7	( 27.7 ) 23.6	( 6.5 ) 4.7	( - ) -	( 1.7 ) 1.9	( 98.3 ) 98.1
研究職給料表	( 98.6 ) 98.9	( 1.1 ) 0.8	( 0.3 ) 0.3	( - ) -	( 84.6 ) 82.7	( 15.4 ) 17.3
公安職給料表	( 54.3 ) 54.6	( 3.8 ) 3.9	( 41.9 ) 41.5	( 0.0 ) 0.0	( 93.5 ) 93.2	( 6.5 ) 6.8
教育職給料表(二)	( 93.8 ) 94.1	( 5.2 ) 5.0	( 1.0 ) 0.9	( - ) -	( 56.9 ) 56.2	( 43.1 ) 43.8
教育職給料表(三)	( 86.5 ) 86.9	( 13.5 ) 13.1	( - ) -	( - ) -	( 42.5 ) 42.2	( 57.5 ) 57.8
特定任期付職員給料表	( - ) -	( - ) -	( 100.0 ) 100.0	( - ) -	( 100.0 ) 100.0	( - ) -

(注) ( )内は、平成27年の数値である。

第3表 職員の給料表別平均給与月額

給与種目 給料表	適用人員数	給料月額	給料の調整額		教職調整額		扶養手当		地域手当		初任給調整手当	
		平均額	受給職員数	平均額	受給職員数	平均額	受給職員数	平均額	受給職員数	平均額	受給職員数	平均額
全給料表	48,738	347,064	8,276	1,207 ( 7,110 )	25,334	7,349 ( 14,139 )	22,402	9,249 ( 20,122 )	48,703	17,114 ( 17,126 )	100	154 ( 75,235 )
行政職給料表	8,918	332,629	3,161	1,353 ( 3,816 )	—	—	3,905	8,685 ( 19,835 )	8,913	16,878 ( 16,888 )	—	—
医療職給料表(一)	41	481,732	10	2,900 ( 11,893 )	—	—	17	9,288 ( 22,400 )	41	86,683 ( 86,683 )	41	149,134 ( 149,134 )
医療職給料表(二)	349	363,190	177	6,576 ( 12,967 )	—	—	157	8,149 ( 18,113 )	349	17,272 ( 17,272 )	59	4,037 ( 23,881 )
医療職給料表(三)	212	356,609	60	2,986 ( 10,550 )	—	—	32	2,684 ( 17,778 )	212	16,017 ( 16,017 )	—	—
研究職給料表	358	400,165	10	290 ( 10,390 )	—	—	231	13,655 ( 21,162 )	358	18,792 ( 18,792 )	—	—
公安職給料表	10,826	317,659	1,071	324 ( 3,279 )	—	—	7,089	14,238 ( 21,744 )	10,826	15,825 ( 15,825 )	—	—
教育職給料表(二)	6,490	379,405	2,103	3,439 ( 10,612 )	6,079	14,014 ( 14,961 )	3,035	9,428 ( 20,160 )	6,490	18,535 ( 18,535 )	—	—
教育職給料表(三)	21,543	356,563	1,684	826 ( 10,567 )	19,255	12,405 ( 13,879 )	7,936	6,931 ( 18,815 )	21,513	17,278 ( 17,302 )	—	—
特定任期付職員給料表	1	722,000	—	—	—	—	—	—	1	30,685 ( 30,685 )	—	—

(注) 平均額の欄中、( )内は受給職員の平均額を示す。

住居手当		通勤手当		単身赴任手当		管理職手当		義務教育等教員 特別手当		へき地手当、 特地勤務手当		産業教育手当、 定時制通信教育手当		合計
受給 職員 数	平均 額	受給 職員 数	平均 額	受給 職員 数	平均 額	受給 職員 数	平均 額	受給 職員 数	平均 額	受給 職員 数	平均 額	受給 職員 数	平均 額	平均 額
人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	円
11,779	6,205 ( 25,674 )	44,725	10,876 ( 11,852 )	202	151 ( 36,436 )	3,273	3,936 ( 58,606 )	27,884	3,293 ( 5,755 )	187	71 ( 18,609 )	615	236 ( 18,664 )	406,905
2,470	7,082 ( 25,568 )	8,356	17,573 ( 18,755 )	24	205 ( 76,250 )	597	5,068 ( 75,704 )	—	—	10	16 ( 14,296 )	—	—	389,489
15	9,293 ( 25,400 )	34	19,889 ( 23,984 )	—	—	17	47,849 ( 115,400 )	—	—	—	—	—	—	806,768
82	6,027 ( 25,652 )	332	23,228 ( 24,418 )	—	—	21	4,611 ( 76,629 )	—	—	—	—	—	—	433,090
41	4,952 ( 25,607 )	204	21,398 ( 22,237 )	—	—	1	237 ( 50,200 )	—	—	—	—	—	—	404,883
95	6,929 ( 26,109 )	335	27,400 ( 29,281 )	—	—	36	9,502 ( 94,492 )	—	—	—	—	—	—	476,733
2,723	6,550 ( 26,040 )	9,280	11,278 ( 13,157 )	159	455 ( 30,943 )	98	914 ( 100,998 )	—	—	2	4 ( 20,034 )	—	—	367,247
1,549	6,086 ( 25,501 )	6,055	10,817 ( 11,594 )	1	11 ( 70,000 )	348	3,075 ( 57,355 )	6,462	5,803 ( 5,828 )	—	—	615	1,769 ( 18,664 )	452,382
4,804	5,702 ( 25,569 )	20,128	7,323 ( 7,839 )	18	25 ( 30,000 )	2,155	5,094 ( 50,924 )	21,422	5,701 ( 5,733 )	175	153 ( 18,839 )	—	—	418,001
—	—	1	22,800 ( 22,800 )	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	775,485

第4表 民間給与との比較を行う職員の平均給与月額

給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	その他	合計
円	円	円	円	円	円	円
336,978	8,934	17,089	7,223	5,374	100	375,698

(注) 1 民間給与との比較を行う職員は、行政職給料表適用職員のうち、福祉職及び海事職の職員、本年度の新規学卒の採用者等を除く職員である(職員数 8,294名 平均年齢 43.0歳 平均経験年数 21.2年)。  
 2 給料には、給料の調整額を含む。  
 3 その他は、単身赴任手当及びへき地手当である。

第5表 職員の扶養手当の支給状況

区分 扶養親族数	受給職員数	扶養親族である配偶者	扶養親族である子	配偶者、子以外の扶養親族	特定期間(16~22歳)の子
1人	7,565人	3,404人	3,556人	605人	1,752人
2人	7,203	3,324	10,668	414	4,135
3人	5,544	4,240	12,128	264	3,328
4人	1,829	1,643	5,497	176	1,195
5人	231	213	875	67	181
6人以上	30	25	151	13	32
合計	22,402	12,849	32,875	1,539	10,623

(注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。  
 2 受給職員1人当たりの平均扶養親族数は、2.1人である。

第6表 職員の管理職手当の支給状況

区分 機関等	1種	2種	3種	4種	5種	6種	受給職員計	受給職員1人当たり支給額
本庁・出先機関	本庁の部長	本庁の次長	本庁の課長	本庁の副課長	出先の副所長			
公立学校					校長	副校長 教頭 事務長		
受給職員数	35人	107人	282人	191人	1,243人	1,415人	3,273人	

第7表 職員の地域手当の支給状況

支給割合	20%	16%	15%		5.4%	4.25%	計
地域区分	東京都特別区	大阪市	名古屋市	東京都府中市	福岡市	福岡市を除く福岡県内の地域	
人員(構成比)	人 44 (0.1%)	人 5 (0.0%)	人 1 (0.0%)	人 1 (0.0%)	人 15,885 (32.6%)	人 32,767 (67.3%)	人 48,703 (100.0%)
職員1人当たり支給額	円 65,293	円 64,816	円 60,120	円 54,795	円 19,427	円 15,936	円 17,126

第8表 職員の住居手当の支給状況

区分 受給職員数	借家・借間における家賃等の額		
	23,000円まで	23,000円を超え 55,000円まで	55,000円を超えるもの
人 11,779	人 27	人 4,628	人 7,124
----- % 100.0	----- % 0.2	----- % 39.3	----- % 60.5

(注) 受給職員数には、単身赴任手当受給職員で配偶者等の住居手当を受給している職員6人を含む。

第9表 職員の通勤手当の支給状況

区分 受給職員数	交通機関等	交通用具	交通機関等・交通用具併用者
	利用者	利用者	
人 44,725	人 8,644	人 32,760	人 3,321
----- % 100.0	----- % 19.3	----- % 73.3	----- % 7.4

第10表 職員の単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離											受給職員計	受給職員1人当たり支給額
	100km未満	100km以上 300km未満	300km以上 500km未満	500km以上 700km未満	700km以上 900km未満	900km以上 1,100km未満	1,100km以上 1,300km未満	1,300km以上 1,500km未満	1,500km以上 2,000km未満	2,000km以上 2,500km未満	2,500km以上		
受給職員数	人 164	人 11	人 1	人 3	人 —	人 1	人 15	人 2	人 5	人 —	人 —	人 202	円 36,436

第11表 職員の給料表別、職務の級別、号給別人員

その1 行政職給料表適用職員

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									7
2									
3									2
4									
5									2
6									
7									1
8									
9	27	2							
10	16								
11	13	3							
12	1	1						1	
13	27	10						4	
14	10							2	
15	14							4	
16	3	1					1	1	
17	17	17		1				2	
18	9	4		2					
19	10	6							
20	6	9		1					
21	32	80							
22	14	25		2					
23	10	57		1					
24	5	33		2					
25	35	80		1					
26	14	32		1					
27	61	42		1				2	
28	24	15						11	
29	92	14		1				11	
30	33	2		1		1		16	
31	58	1		6				15	
32	21	4	1	2				3	
33	89	48	1	4				4	
34	23	32		1				1	
35	67	26		4				2	
36	24	29		2				3	
37	77	58		4				1	
38	31	30		3				3	
39	55	31		3		2			
40	31	36				1			
41	73	43		2	1			1	1
42	26	18		3					
43	54	31		6	1				
44	50	21	1	2					
45	96	43	1	1				3	
46	27	24			2				
47	67	20	2	6					
48	36	24	1	3		1			
49	5	48	1	4	1			1	
50	4	27	4	6	2				
51	2	14	3	19	1			1	
52		29	2	5				1	
53	3	68	4	8	2			1	
54	1	33	10	15					
55	2	14	7	13	1			7	
56	1	15	7	11	1			59	
57	1	46	13	8	2			7	
58		31	12	6	1			5	
59	1	32	14	26	3			30	
60		32	15	10	9			39	
61		41	42	18	4			10	
62	1	29	25	13	9			13	
63		16	31	34	10			31	
64		23	30	8	30			10	
65		45	77	4	1			5	
66	1	26	36	1	4			7	
67		28	24	10	15			10	
68		12	37	16	15			12	
69		38	37	26	23			17	
70		11	44	14	79			20	
71		11	53	16	142			17	
72	1	11	50	27	17			22	

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
73		23	57	26	17	24			
74		8	38	23	53	24			
75		7	61	23	30	11			
76		4	18	42	26	16			
77		9	83	23	18	12			
78		3	37	23	33	7			
79		4	71	21	83	3			
80		6	47	68	89	13			
81		6	50	14	44	4			
82		3	45	2	31	2			
83		7	59		36				
84		6	50		29	7			
85		3	42	2	37	22			
86		2	18		18				
87		3	7		21				
88		3	10	73	30				
89		2	57	17	43				
90		7	40	22	38				
91		3	36	18	43				
92		4	29	70	60				
93		4	41	18	46				
94		1	46	18	42				
95		2	29	12	39				
96		8	54	25	28				
97		1	25	41	37				
98		3	42	37	23				
99		2	50	36	17				
100		4	38	27	8				
101		5	23	42					
102		4	28	13	2				
103		2	36	23	4				
104		3	23	21	5				
105		1	22	13	2				
106		4	26	10					
107		1	36	12					
108		7	41	6					
109		4	19	11					
110		1	24	2					
111		1	22	10					
112		2	19	12					
113		1	18	9					
114			9	8					
115		4	19	19					
116		2	25	4					
117		4	14	2					
118		2	13	4					
119			23						
120			13						
121		1	13	3					
122		1	18						
123			22						
124		4	17						
125		1	10						
126			14						
127		2	22						
128		1	20						
129		1	14						
130		1	15						
131			6						
132		1	4						
133		10	2						
134			4						
135			1						
136									
137									
138									
139									
140									
141									
計	1,401	1,841	2,400	1,289	1,408	475	77	15	12

適用職員数	8,918人
-------	--------

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした。以下本表の各表について同じ。

その2 医療職給料表(一)適用職員

級 号 給	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15	2			
16				
17		1		
18				
19	3	2		
20				
21			1	
22				
23		1		
24		1		
25				
26			1	
27	1			
28				
29				
30				
31	1			
32		1		
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				1
46			1	1
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				1
54			1	
55				1
56				

級 号 給	1	2	3	4
57				
58				1
59			1	2
60			1	
61				2
62				
63			2	1
64				1
65			1	5
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89			3	
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	7	6	12	16

適用職員数	41人
-------	-----

その3 医療職給料表(二)適用職員

級 号給	1	2	3	4	5	特5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9						2			
10									
11									
12									1
13		1							3
14									1
15						1			
16			1			2			
17									
18						1			
19			5			1			
20									
21		1	4			2			
22			1		1	2			
23		7	2		1				
24		1							
25			2			3			
26			1						
27			5			3			
28					1			2	
29			2	1				5	
30		1		1		1		1	
31		4	2	4				2	
32					2			2	
33			2	2	1				
34					2			4	
35			2	1	5			1	
36		1	1	1				1	
37			2	1	3			2	
38			1		3				
39			3	1	6				
40					4				
41				2			1	1	
42					1				
43					9				
44				1	2		1		
45					1				
46				1	1		1		
47				1	5		3		
48					3		4		
49					2		1		
50					1		1		
51				1	1		4		
52				1	2		2		
53					1		1		
54					6		1		
55				1	5		1		
56					1		1		

級 号給	1	2	3	4	5	特5	6	7	8
57									
58									
59									
60									
61									
62									
63									
64									
65									
66									
67									
68									
69									
70									
71									
72									
73									
74									
75									
76									
77									
78									
79									
80									
81									
82									
83									
84									
85									
86									
87									
88									
89									
90									
91									
92									
93									
94									
95									
96									
97									
98									
99									
100									
101									
102									
103									
104									
105									
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113									
計	0	16	36	20	181	18	52	21	5

適用職員数	349人
-------	------

その4 医療職給料表(三)適用職員

号給	級	1	2	3	4	5	6
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13			1				
14							
15				2			
16				1			
17			1	2			
18							
19			4				
20			1	2			
21							
22				1			
23			7				
24							
25			2	1	1		
26							
27			1	1	1		
28							
29				1			
30			1				
31			3				
32					1		
33				1			
34							
35					1	1	
36					1		
37						1	
38					1	1	
39					1	1	
40					1		
41					3	2	
42					1	1	
43						1	
44					1		
45				1	3		1
46				1	1		3
47					1		1
48							
49				1	2		3
50				1			1
51							
52						1	2
53							1
54					1	2	2
55					1	1	3
56							2
57						1	1
58					1		2
59					1	1	1
60							1
61				1		1	
62						2	
63							
64				1	1		1
65					2		1
66						1	
67						2	
68						2	2
69							
70					1		
71					2	1	
72						1	
73					3	2	
74						2	
75						1	
76						2	
77						2	
78							
79					1	3	
80						1	
81					1	2	
82						5	
83				1		1	
84						3	

級 号 給	1	2	3	4	5	6
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
計	0	21	19	47	97	28

適用職員数	212人
-------	------

その5 研究職給料表適用職員

級 号 給	1	2	3	4	特4	5
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6					1	
7					1	
8					3	
9					6	
10					4	
11					6	
12					1	
13					4	
14					1	
15					2	
16					3	
17					3	
18					3	
19					4	
20					2	
21					1	
22					1	
23						
24						1
25		2				1
26						1
27			1			2
28						
29		4	1			2
30						
31						
32						3
33	1	2	1			3
34		1				
35		3	2			
36			1			2
37		4	1			1
38			2			3
39		5	1			2
40				12		2
41		7	1			2
42				1		3
43		2	1	3		2
44			2	3		
45	2	1	3			1
46		3	4	2		1
47		2		2		1
48			3	4		
49	1		6	2		1
50				3		2
51			2	2		1
52			3	4		
53	2		3			1
54				6		1
55			3	5		1
56			3	4		
57	1	5	1	1		
58		2	2	2		
59		3		6		
60				4		
61	2	4	1	2		
62				3		
63		1		1		
64				5		
65	1	5		6		
66		2		4		
67		1		5		
68		1		7		

給 号	級	1	2	3	4	特4	5
		人	人	人	人	人	人
69			4				
70					1		
71					8		
72					2		
73			5		2		
74			2		1		
75					1		
76			1				
77					1	2	
78			2				
79							
80			1		1		
81						1	
82			1		1		
83							
84							
85			1		1	2	
86							
87						3	
88			1				
89						3	
90							
91							
92							
93						2	
94							
95							
96							
97						1	
98							
99							
100							
101						2	
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109						1	
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127						1	
128							
129							
計		10	78	48	118	64	40

適用職員数	358人
-------	------

その6 公安職給料表適用職員

身給	級	1	2	3	4	5	特5	6	7	8
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
1										
2										
3										
4										
5					1					2
6										
7										1
8										
9	2						2			
10	10						4			
11	57						4			
12	12						2			
13	12						3			
14	16						7			
15	6			17			5			
16	1			2			4			
17	59			3			6			
18	14			4			3			
19	10			5			6			
20	21			5			4			
21	71		1	7	2		7			
22	17			5	1		9			
23	20		1	9	3		6			
24	33			3	2		2			
25	154		11	20	1		2			
26	40		7	10	3	1	2			
27	29		140	12	3	2	3			
28	39		39	18	6	1	2			
29	74		48	28	7	1	2			
30	39		27	16	4	1	5			
31	113		168	29	8		2			
32	25		55	16	21	4	2			
33	54		78	43	11	2	4			
34	27		42	26	14	5	2			
35	18		148	35	10	1	2			
36	18		87	24	13	3				
37	22		70	31	26	1	2			
38	15		50	26	13	6	2			
39	11		102	36	24	8	3			
40	6		55	27	29	1				
41	1		86	62	37	5	2			
42			47	24	33					
43			85	54	24	1	2			
44	1		41	44	27	3			1	
45	2		71	73	21	28	4			
46			54	48	34	25	3			
47			79	71	26	34	2			
48			44	60	40	20	4			
49			68	108	29	27	2			
50			44	85	85	21	2			
51			94	107	86	24	7		1	
52			45	81	89	20	4	2		
53			49	103	69	30	5	2		
54			48	84	62	32	5		6	
55			43	65	68	20	7	2	3	
56			28	89	73	13	6	1	1	
57			51	63	75	19	17	2	3	
58			31	85	47	15	4	1	15	
59			36	67	79	25	18	3	5	5
60			22	81	44	20	8	4	1	27
61			1	77	59	18	8	4	3	1
62				71	62	14	7	1	7	1
63				79	35	17	10	3	15	
64				69	65	19	4	3	4	10
65				13	54	18	27	6	8	4
66				10	39	11			5	
67				17	59	17		5	5	5
68			1	11	46	15		4	7	3
69				10	29	27		5	11	7
70				9	26	18		5		
71				12	27	15		6	12	4
72				2	34	27		8		

身給	級	1	2	3	4	5	特5	6	7	8
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
73				5	28	39		22	6	4
74				7	24	19		32	1	1
75				3	31	27		22	5	
76				5	15	24		10	1	
77				8	18	33		13	10	7
78				3	19	28		9	3	
79				4	21	21		10	2	
80				4	17	31		5	3	
81				4	20	32		12	8	
82				3	15	26		3	3	
83				2	15	28		9	7	
84				2	12	33		9	5	
85				3	18	27		14	2	
86				2	11	27		10	1	
87				7	19	23		9	4	
88				6	16	28		4	3	
89				3	18	22		2	15	
90				3	4	23		3		
91					15	18		4		
92				2	12	24		4		
93					10	29		3		
94				1	8	43		3		
95				1	11	38		4		
96				2	14	44		6		
97				2	11	209		4		
98				3	11					
99				1	17			2		
100				2	13			5		
101					8			9		
102					17					
103				1	8					
104					14					
105				1	7					
106					9					
107					14					
108				1	12					
109				1	14					
110				1	12					
111					17					
112				1	16					
113					19					
114					19					
115					20					
116					18					
117					20					
118					20					
119				1	24					
120				1	33					
121					41					
122					30					
123					26					
124					22					
125					26					
126					28					
127				1	16					
128					15					
129					8					
130				1	11					
131				1	4					
132				1	4					
133					5					
134				1	1					
135					2					
136					3					
137				1	14					
138										
139										
140										
141				1						
142										
143										
144										
145										
計		1,049	2,197	2,394	2,805	1,531	267	309	192	82

適用職員数	10,826人
-------	---------

その7 教育職給料表(二)適用職員

号給	級	1	2	特2	3	4
1						
2						
3						
4						
5			47			
6						
7			10			
8			1			
9			46			
10			1			
11			13			
12			3			
13			49			
14			3			
15			13			
16			3			
17			56			
18			3			
19			20			
20			7			
21			55			
22			3			
23			17			
24			7			
25			66			
26			8			
27			33			2
28			12			5
29			43			5
30			11			6
31			21			5
32			13	1		14
33			50	1		10
34			9			6
35	1		18			9
36			19			6
37			64			9
38			8			11
39			34			17
40			19			6
41			45			8
42			8			6
43			27			11
44			18			4
45			57			5
46			8			
47	2		27	1		2
48			17			
49			45			4
50			12	1		
51			23			
52			20			
53			56		1	
54			12	1	1	
55			30	1	1	
56			16		2	
57			40	3	4	
58			22	2	8	
59	1		23	2	7	
60			18		9	
61	2		45	2	14	
62			19		14	
63			21	3	10	
64			26	2	10	
65			36	2	13	
66			19	2	15	
67	1		21	2	7	
68			21	2	14	
69			27	4	13	
70			26	1	10	
71			33	6	6	
72			23	2	7	
73	1		42	9	16	
74			28	1	10	
75	1		34	4	7	
76			31	2	13	
77			38	7	5	
78	1		28	2	9	
79	1		27	10		
80			17	4	5	
81			38	13	2	
82			25	3	5	
83			38	10	2	
84			18	2	3	
85	1		56	9	1	
86	1		29	13		
87			47	12		
88			31	11		

級 号 給	1	2	特2	3	4
89					
90					
91					
92					
93	2				
94					
95					
96	1				
97					
98					
99	2				
100					
101					
102					
103	1				
104					
105					
106					
107					
108	1				
109	2				
110					
111	1				
112					
113	2				
114	1				
115					
116					
117	2				
118	1				
119					
120					
121					
122					
123	1				
124					
125					
126					
127	1				
128	1				
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136	1				
137					
138					
139					
140					
141	2				
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
154					
155					
156					
157					
158					
159					
160	1				
161					
162					
163					
164					
165					
166					
167					
168					
169					
170					
171					
172					
173					
174					
175					
176					
177					
計	36	5,621	437	245	151

適用職員数	6,490人
-------	--------

その8 教育職給料表(三)適用職員

号給	級	1	2	特2	3	4
		人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15			1			
16						
17			261			
18						
19			55			
20			10			2
21			350			22
22						56
23			59			87
24			29			31
25			308			28
26			8			54
27			75			53
28			42			51
29			357			46
30			15			41
31			91			50
32			41			47
33			372	5		36
34			38			20
35			85			26
36			64	2		32
37			353	1		41
38			30			34
39			137			50
40			64	2		34
41			289	1		40
42			51	2		33
43			158	4		40
44			90	4		29
45			265	5		25
46			55	4		19
47			140	2		8
48			78	2		16
49			237	4		21
50			76	3	1	
51			136	3		
52			80	5		
53			212	6	1	
54			59	12		
55			125	5		
56			79	7		
57			227	9		
58			55	4		
59			106	4		
60			104	13	3	
61			224	16	1	
62			72	10		
63			118	9	1	
64			90	4		
65			190	7	5	
66			59	4	1	
67			131	12	4	
68			117	5	3	
69			159	7	3	
70			89	5	8	
71			109	16	16	
72			111	5	8	
73			151	17	27	
74			104	3	68	
75			95	12	31	
76			107	11	22	
77			127	15	47	
78			78	12	87	
79			91	31	50	
80			92	15	72	
81			107	21	67	
82			84	15	67	
83			78	48	27	
84			80	25	76	

号 給	級	1	2	特2	3	4
		人	人	人	人	人
85			93	36	33	
86			71	36	32	
87			92	33	33	
88			84	43	48	
89			94	46	42	
90			60	46	36	
91			89	39	36	
92			64	46	28	
93			83	48	32	
94			76	55	28	
95			70	31	16	
96			65	40	20	
97			76	31	13	
98			49	36	10	
99			59	27	4	
100			54	58	3	
101			57	33	3	
102			51	27	2	
103			63	36	1	
104			57	40		
105			67	28	3	
106			33	21		
107			59	24		
108			41	21		
109			77	17		
110			38	15		
111			76	2		
112			52	3		
113			81	3		
114			50	2		
115			106	1		
116			68			
117			80			
118			69			
119			130			
120			67			
121			122			
122			135			
123			107			
124			150			
125			149			
126			131			
127			176			
128			171			
129			130			
130			196			
131			170			
132			186			
133			204			
134			209			
135			133			
136			258			
137			103			
138			108			
139			116			
140			241			
141			286			
142			329			
143			399			
144			360			
145			499			
146			436			
147			341			
148			341			
149			319			
150			267			
151			154			
152			159			
153			84			
154			76			
155			17			
156			37			
157			16			
158			15			
159			6			
160						
161			9			
162			1			
163			1			
164			1			
165			15			
計		0	17,994	1,358	1,119	1,072

適用職員数	21,543人
-------	---------

その9 特定任期付職員給料表適用職員

号 給	人 員
1	人
2	
3	
4	
5	
6	1
7	

適用職員数	1人
-------	----

その10 再任用職員の適用給料表別、級別人員

1 フルタイム勤務職員

給 料 表	級										
	計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
全 給 料 表	人 1,207	人 13	人 923	人	人 212	人 49	人 8	人 1	人 1	人	人
行政職給料表	303		79		210	9	3	1	1		
医療職給料表(二)	20					18	2				
医療職給料表(三)	11				1	10					
研究職給料表	5					5					
公安職給料表	11				1	7	3				
教育職給料表(二)	367	13	354								
教育職給料表(三)	490		490								

2 短時間勤務職員

給 料 表	級										
	計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
全 給 料 表	人 341	人	人 248	人	人 76	人 16	人 1	人	人	人	人
行政職給料表	88		18		70						
医療職給料表(二)	6					6					
医療職給料表(三)	8				5	3					
研究職給料表	2					2					
公安職給料表	6					5	1				
教育職給料表(二)	92		91		1						
教育職給料表(三)	139		139								

適用職員数(1+2)	1,548人
------------	--------

第12表 職員と国家公務員の給与比較（ラスパイレス指数）

区 分	指 数	
	国家公務員	職 員
平成27年4月	100.0	100.8

- (注) 1 「平成27年地方公務員給与実態調査」(総務省)による。  
 2 ラスパイレス指数とは、地方公共団体の一般行政職の給料額(本給)と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額(本給)とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し、算出したもので、国を100としたものである。

## 2 民間給与関係資料

### 平成28年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本人事業委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

#### 1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、平成28年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

#### 2 調査機関

本人事業委員会並びに人事院、北九州市人事委員会及び福岡市人事委員会 ほか

#### 3 調査の範囲

##### (1) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の福岡県内の民間事業所1,963事業所

##### (2) 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種）

#### 4 調査対象の抽出

##### (1) 標本事業所の抽出

3の(1)に記載した事業所を産業、規模等によって43層に層化し、これから508事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第13表のとおりである。

##### (2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

## 5 集 計

### (1) 調査実人員

18,715人(うち初任給関係1,176人)であるが、行政職に相当する調査実人員は16,040人である。なお、調査職種該当者(母集団)の推定数は116,090人であり、うち、行政職に相当するものは75,951人である。

(2) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

## 6 そ の 他

(1) 表中「-」とあるのは、該当従業員又は該当事業所のないことを示す。

(2) 年齢は平成28年4月1日現在における満年齢である。

(3) 「きまって支給する給与」とは、基本給はもとより、年齢給、勤続給、地域給、能率給、家族手当、住宅手当、役付手当、精勤手当、職務手当、通勤手当、超過勤務手当、夜勤手当、休日出勤手当等月ごとに支給されるすべての給与を含めたものをいう。

(4) 「時間外手当」とは、きまって支給する給与総額に含まれ、超過勤務手当、休日出勤手当、宿日直手当等の時間外手当をいう。

(5) 第17表には、初任給関係職種に該当する従業員は含まれていない。

第13表 産業別、企業規模別調査事業所数

産 業	企 業 規 模					
	規模計	3,000人 以 上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計	事業所 454	事業所 68	事業所 79	事業所 64	事業所 181	事業所 62
農 業、林 業、漁 業	0	0	0	0	0	0
鉱 業、採 石 業、 砂 利 採 取 業、建 設 業	38	7	11	6	10	4
製 造 業	158	19	28	23	67	21
電 気・ガ ス・熱 供 給 ・水 道 業、情 報 通 信 業、 運 輸 業、郵 便 業	88	17	16	11	28	16
卸 売 業、小 売 業	52	7	6	13	20	6
金 融 業、保 険 業、 不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	24	10	3	1	9	1
教 育、学 習 支 援 業、医 療、 福 祉、サ ー ビ ス 業	94	8	15	10	47	14

(注) 上記調査事業所のほか、企業規模又は事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が3所、調査不能の事業所が51所あった。

第14表 民間における初任給の改定状況

学歴	企業規模	項目	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
				増額	据置き	減額	
				%	%	%	
大学卒	規模計		32.2	(32.5)	(66.3)	(1.2)	67.8
	500人以上		34.9	(42.6)	(55.6)	(1.8)	65.1
	100人以上 500人未満		35.4	(23.5)	(75.7)	(0.8)	64.6
	50人以上 100人未満		14.9	(18.4)	(81.6)	(0.0)	85.1
高校卒	規模計		15.5	(30.0)	(70.0)	(0.0)	84.5
	500人以上		11.6	(56.5)	(43.5)	(0.0)	88.4
	100人以上 500人未満		20.6	(12.6)	(87.4)	(0.0)	79.4
	50人以上 100人未満		13.3	(35.3)	(64.7)	(0.0)	86.7

(注) ( )内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第15表 民間における定期昇給制度の状況

役職 段階	企業規模	項目				定期昇給 制度なし
		定期昇給 制度あり	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
係 員	規 模 計	90.9 %	46.6 %	77.6 %	48.0 %	9.1 %
	500人以上	93.6	44.2	77.4	49.6	6.4
	100人以上 500人未満	91.9	50.9	78.0	49.4	8.1
	50人以上 100人未満	79.1	40.9	76.9	37.0	20.9
課長級	規 模 計	83.1	39.2	79.9	47.6	16.9
	500人以上	78.6	32.7	80.5	47.0	21.4
	100人以上 500人未満	88.9	47.2	77.7	51.1	11.1
	50人以上 100人未満	81.4	34.8	85.3	37.5	18.6

(注) 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第16表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
		円	円	円	円
新卒事務員・技術者計	大学卒	201,148	206,209	196,099	185,367
	短大卒	170,114	172,671	168,139	* 157,193
	高校卒	155,387	157,767	153,638	155,355
新卒事務員	大学卒	196,171	199,820	191,572	* 186,275
	短大卒	162,395	164,224	161,329	* 151,844
	高校卒	153,670	155,412	153,044	* 150,507
新卒技術者	大学卒	209,010	218,303	201,776	* 184,000
	短大卒	180,354	184,911	* 175,071	x
	高校卒	157,008	160,973	154,040	* 160,955
準新卒医師	大学卒	x	x	—	—
準新卒薬剤師	大学卒	* 228,138	x	* 230,828	—
準新卒診療放射線技師	養成所卒	* 197,000	—	* 197,000	—
新卒栄養士	短大卒	—	—	—	—
準新卒看護師	養成所卒	* 195,533	x	* 190,200	—
準新卒准看護師	養成所卒	* 168,400	—	* 168,400	—
新卒研究員	大学卒	—	—	—	—
新卒高等学校教諭	大学卒	—	—	—	—

- (注) 1 「\*」は、調査事業所数が5事業所以下、「x」は、調査事業所が1事業所であることを示す。  
 2 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。  
 3 「準新卒」とは、平成27年度中に資格免許を取得し、平成28年4月までの間に採用された場合をいう。  
 ただし、準新卒医師は、平成25年3月大学卒業後、平成25年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、平成28年4月までの間に採用された者をいう。

第17表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成 28 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級	
			きま って支 給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A) - (B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。)	本表2企業規模500人以上、本表3企業規模100人以上500人未満及び本表4企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照
	大学卒	28	51.7	698,597	8	698,589		
	短大卒	19	51.3	761,115	0	761,115		
	高校卒	—	—	—	—	—		
	中学卒	9	52.6	566,615	25	566,590		
	工場長	22	52.3	709,902	1,330	708,572	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
	大学卒	16	53.2	757,769	1,829	755,940		
	短大卒	2	56.5	565,815	0	565,815		
	高校卒	4	46.5	590,476	0	590,476		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務部長	629	52.1	638,396	2,851	635,545	2課以上又は構成員20人以上の部の長の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
	大学卒	471	52.2	658,056	2,261	655,795		
短大卒	45	50.8	601,255	2,509	598,746			
高校卒	112	52.4	572,031	5,495	566,536			
中学卒	*	*	*	*	*			
技術部長	372	52.5	657,040	3,094	653,946	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職 (部長一課長間)	同 上	
大学卒	280	52.4	675,312	3,433	671,879			
短大卒	39	52.2	633,753	4,171	629,582			
高校卒	53	53.1	577,646	513	577,133			
中学卒	—	—	—	—	—			
事務部次長	161	50.0	657,027	50,676	606,351	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職 (部長一課長間)	同 上	
大学卒	126	49.8	685,531	52,978	632,553			
短大卒	11	49.8	464,554	1,242	463,312			
高校卒	24	51.3	595,599	61,250	534,349			
中学卒	—	—	—	—	—			
技術部次長	84	50.5	583,018	8,459	574,559	2係以上又は構成員10人以上の課の長の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同 上	
大学卒	61	49.9	586,683	9,117	577,566			
短大卒	7	53.9	620,187	0	620,187			
高校卒	16	51.2	552,784	9,651	543,133			
中学卒	—	—	—	—	—			
事務課長	1,016	48.2	558,953	10,486	548,467	2係以上又は構成員10人以上の課の長の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同 上	
大学卒	709	47.6	581,350	9,254	572,096			
短大卒	104	48.5	491,520	13,040	478,480			
高校卒	201	50.2	514,281	13,613	500,668			
中学卒	2	48.0	615,159	99	615,060			
技術課長	748	48.3	557,309	6,155	551,154	2係以上又は構成員10人以上の課の長の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同 上	
大学卒	488	48.1	583,891	5,454	578,437			
短大卒	87	48.4	521,903	5,671	516,232			
高校卒	172	48.9	500,391	8,421	491,970			
中学卒	*	*	*	*	*			

(注)「\*」は、調査実人員が1人の場合である。(以下本表において同じ。)

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成 28 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	本表2企業規模500人以上、本表3企業規模100人以上500人未満及び本表4企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照
	大学卒	387	46.6	520,326	18,140	502,186		
	短大卒	283	45.9	551,191	18,988	532,203		
	高校卒	36	46.9	442,620	19,737	422,883		
	中学卒	66	49.0	435,124	13,180	421,944		
	2	49.0	363,230	33,010	330,220			
	技術課長代理	260	46.7	534,429	34,702	499,727		
	大学卒	193	46.2	561,049	33,307	527,742		
	短大卒	17	46.1	474,456	32,500	441,956		
	高校卒	49	48.6	452,869	41,669	411,200		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	事務係長	1,351	44.3	453,944	48,842	405,102	係の長及び係長級専門職	同 上
	大学卒	804	43.2	467,714	48,226	419,488		
	短大卒	173	44.3	417,373	42,232	375,141		
	高校卒	371	46.7	442,166	53,096	389,070		
	中学卒	3	37.3	329,185	69,154	260,031		
技術係長	985	44.1	519,977	73,573	446,404			
大学卒	613	42.8	531,673	70,359	461,314			
短大卒	108	44.8	456,463	56,424	400,039			
高校卒	263	46.7	518,741	87,644	431,097			
中学卒	*	*	*	*	*			
事務主任	1,020	40.2	382,310	52,401	329,909	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	同 上	
大学卒	540	37.8	396,555	55,968	340,587			
短大卒	190	42.0	341,731	34,524	307,207			
高校卒	287	43.3	383,251	57,554	325,697			
中学卒	3	44.0	298,215	49,512	248,703			
技術主任	855	40.6	448,648	86,244	362,404			
大学卒	464	37.5	429,278	84,016	345,262			
短大卒	101	43.3	409,042	76,439	332,603			
高校卒	285	44.8	494,116	93,517	400,599			
中学卒	5	44.0	454,470	76,520	377,950			
事務係員	4,829	36.3	314,857	39,223	275,634		同 上	
大学卒	2,511	33.5	329,252	44,551	284,701			
短大卒	883	39.0	300,442	30,665	269,777			
高校卒	1,422	39.6	298,414	35,239	263,175			
中学卒	13	40.3	312,039	27,194	284,845			
技術係員	3,255	34.9	341,750	61,095	280,655			
大学卒	1,720	33.5	355,947	67,313	288,634			
短大卒	430	36.3	331,438	56,317	275,121			
高校卒	1,077	36.6	323,006	53,727	269,279			
中学卒	28	38.7	348,968	35,908	313,060			

2 企業規模500人以上

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成 28 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。)	
	26	51.5	720,451	8	720,443			
	大学卒	19	51.3	761,115	0	761,115		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	7	52.0	610,078	32	610,046		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	工場長	18	52.4	693,657	1,626	692,031		構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	12	53.8	749,357	2,438	746,919		
	短大卒	2	56.5	565,815	0	565,815		
	高校卒	4	46.5	590,476	0	590,476		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務部長	464	52.1	677,943	2,456	675,487	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	367	52.1	691,264	2,403	688,861		
	短大卒	30	50.2	635,291	923	634,368		
	高校卒	67	52.8	624,075	3,436	620,639		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術部長	268	52.7	700,644	4,169	696,475		
	大学卒	216	52.6	712,200	4,435	707,765		
	短大卒	25	52.7	690,032	6,384	683,648		
	高校卒	27	53.4	618,029	0	618,029		
中学卒	—	—	—	—	—			
事務部次長	104	50.6	728,788	76,385	652,403	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職 (部長一課長間)		
大学卒	91	50.4	732,280	73,213	659,067			
短大卒	4	51.0	489,029	511	488,518			
高校卒	9	52.2	800,033	142,169	657,864			
中学卒	—	—	—	—	—			
技術部次長	37	51.1	657,268	1,594	655,674			
大学卒	28	49.5	651,070	1,032	650,038			
短大卒	4	55.3	700,765	0	700,765			
高校卒	5	56.2	657,182	6,021	651,161			
中学卒	—	—	—	—	—			
事務課長	792	48.3	590,921	10,926	579,995	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職		
大学卒	583	47.7	606,551	10,342	596,209			
短大卒	80	49.5	516,905	10,146	506,759			
高校卒	127	50.2	565,415	14,271	551,144			
中学卒	2	48.0	615,159	99	615,060			
技術課長	563	48.6	593,430	5,476	587,954			
大学卒	398	48.2	609,825	5,452	604,373			
短大卒	49	48.2	598,858	8,992	589,866			
高校卒	115	50.0	535,579	4,108	531,471			
中学卒	*	*	*	*	*			

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成 28 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	行政職 5級、6級
	大学卒	269	51.5	556,190	18,033	538,157		
	短大卒	217	45.9	572,381	19,405	552,976		
	高校卒	19	49.2	492,536	15,956	476,580		
	中学卒	33	49.8	486,369	10,210	476,159		
	—	—	—	—	—	—		
	技術課長代理	224	46.5	550,542	35,331	515,211		
	大学卒	174	46.3	572,025	34,206	537,819		
	短大卒	13	45.7	504,581	29,463	475,118		
	高校卒	36	47.8	467,135	43,867	423,268		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	事務係長	854	44.6	485,908	52,268	433,640	係の長及び係長級専門職	行政職 3級、4級
	大学卒	524	43.6	497,360	50,378	446,982		
	短大卒	98	44.4	428,609	43,951	384,658		
	高校卒	232	47.0	484,246	60,050	424,196		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術係長	779	44.3	554,238	79,187	475,051		
	大学卒	502	43.0	559,560	72,635	486,925		
	短大卒	68	46.2	514,377	68,358	446,019		
	高校卒	208	47.0	554,516	97,980	456,536		
中学卒	*	*	*	*	*			
事務主任	598	40.2	422,097	68,761	353,336	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	行政職 2級 (一部は3級、4級)	
大学卒	335	37.5	430,062	69,186	360,876			
短大卒	93	43.1	386,622	51,653	334,969			
高校卒	168	43.9	427,239	77,317	349,922			
中学卒	2	45.5	305,523	74,269	231,254			
技術主任	547	40.1	498,548	105,119	393,429			
大学卒	293	36.1	468,927	104,390	364,537			
短大卒	28	40.7	533,062	136,342	396,720			
高校卒	222	45.1	534,079	102,864	431,215			
中学卒	4	44.0	454,715	65,027	389,688			
事務係員	3,007	36.4	342,400	45,823	296,577		行政職 1級	
大学卒	1,690	33.3	350,869	51,348	299,521			
短大卒	500	40.1	331,936	36,063	295,873			
高校卒	810	40.6	331,372	40,560	290,812			
中学卒	7	40.3	320,957	17,668	303,289			
技術係員	2,048	34.7	356,600	67,652	288,948			
大学卒	1,059	33.4	379,296	78,989	300,307			
短大卒	232	36.2	349,951	62,179	287,772			
高校卒	735	36.0	325,794	53,969	271,825			
中学卒	22	37.8	363,464	36,835	326,629			

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 28 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級	
			きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	2	54.5	414,495	0	414,495	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	—	—	—	—	—		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	2	54.5	414,495	0	414,495		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	工場長	4	51.5	783,005	0	783,005		構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	4	51.5	783,005	0	783,005		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	—	—	—	—	—		
	事務部長	139	52.3	537,488	3,063	534,425	2課以上又は構成員20人以上の部の長の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	93	52.4	547,181	1,969	545,212		
	短大卒	11	51.6	544,207	7,743	536,464		
	高校卒	34	51.9	510,402	4,632	505,770		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	技術部長	95	52.0	545,793	355	545,438		
	大学卒	59	51.8	557,251	59	557,192		
短大卒	14	51.4	533,256	220	533,036			
高校卒	22	53.0	523,044	1,235	521,809			
中学卒	—	—	—	—	—			
事務部次長	51	49.6	540,982	4,212	536,770	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職 (部長一課長間)		
大学卒	32	49.1	580,718	398	580,320			
短大卒	6	49.3	460,282	1,936	458,346			
高校卒	13	50.8	480,416	14,652	465,764			
中学卒	—	—	—	—	—			
技術部次長	44	50.3	530,334	14,808	515,526			
大学卒	31	50.7	539,075	17,008	522,067			
短大卒	3	52.0	512,750	0	512,750			
高校卒	10	48.6	508,513	12,431	496,082			
中学卒	—	—	—	—	—			
事務課長	198	48.8	452,497	5,933	446,564	2係以上又は構成員10人以上の課の長の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職		
大学卒	113	47.9	471,361	2,738	468,623			
短大卒	18	47.4	424,326	8,913	415,413			
高校卒	67	50.6	428,252	10,523	417,729			
中学卒	—	—	—	—	—			
技術課長	163	48.0	457,896	7,150	450,746			
大学卒	81	48.5	481,210	3,116	478,094			
短大卒	32	48.7	433,691	1,208	432,483			
高校卒	50	46.7	435,619	17,490	418,129			
中学卒	—	—	—	—	—			

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成 28 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	86	48.5	465,852	15,815	450,037	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	行政職 4級
	大学卒	53	46.8	498,265	19,427	478,838		
	短大卒	9	46.9	434,570	20,153	414,417		
	高校卒	23	52.5	408,611	6,483	402,128		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	技術課長代理	34	48.0	440,617	29,986	410,631		
	大学卒	17	45.9	476,532	22,792	453,740		
	短大卒	4	47.3	376,548	42,365	334,183		
	高校卒	13	50.9	413,365	35,585	377,780		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務係長	426	43.9	409,859	44,695	365,164	係の長及び係長級専門職	行政職 3級
	大学卒	245	42.8	424,709	46,547	378,162		
	短大卒	67	43.8	410,926	43,080	367,846		
	高校卒	113	46.6	377,241	41,399	335,842		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	技術係長	174	43.6	399,543	54,182	345,361		
	大学卒	91	42.8	418,940	62,052	356,888		
	短大卒	33	42.6	364,957	37,294	327,663		
	高校卒	50	45.8	387,067	51,006	336,061		
	中学卒	—	—	—	—	—		
事務主任	335	39.9	336,044	28,233	307,811	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	行政職 2級 (一部は3級)	
大学卒	171	38.1	343,996	33,864	310,132			
短大卒	73	41.9	315,336	16,489	298,847			
高校卒	90	41.8	338,314	27,371	310,943			
中学卒	*	*	*	*	*			
技術主任	279	41.6	365,282	53,923	311,359			
大学卒	154	39.7	367,493	50,416	317,077			
短大卒	64	44.2	366,970	53,608	313,362			
高校卒	60	43.6	356,333	62,113	294,220			
中学卒	*	*	*	*	*			
事務係員	1,510	35.8	274,196	28,781	245,415		行政職 1級	
大学卒	704	33.6	287,970	31,174	256,796			
短大卒	321	37.5	262,495	23,162	239,333			
高校卒	482	37.8	261,495	28,982	232,513			
中学卒	3	45.3	334,426	35,765	298,661			
技術係員	1,024	35.2	320,863	52,529	268,334			
大学卒	553	33.2	320,512	50,142	270,370			
短大卒	166	36.6	313,309	51,700	261,609			
高校卒	299	38.1	326,209	57,807	268,402			
中学卒	6	42.0	295,818	32,510	263,308			

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 28 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級	
			きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	—	—	—	—	—		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	—	—	—	—	—		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	工場長	—	—	—	—	—		構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	—	—	—	—	—		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	—	—	—	—	—		
	事務部長	26	52.0	472,109	8,760	463,349	2課以上又は構成員20人以上の部の長の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	11	52.2	487,512	0	487,512		
	短大卒	4	52.5	502,863	0	502,863		
	高校卒	11	51.5	445,522	20,704	424,818		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術部長	9	51.8	532,882	0	532,882		
	大学卒	5	52.2	474,894	0	474,894		
短大卒	—	—	—	—	—			
高校卒	4	51.3	605,367	0	605,367			
中学卒	—	—	—	—	—			
事務部次長	6	45.2	399,550	0	399,550	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職 (部長一課長間)		
大学卒	3	40.7	385,448	0	385,448			
短大卒	*	*	*	*	*			
高校卒	2	50.5	424,333	0	424,333			
中学卒	—	—	—	—	—			
技術部次長	3	46.7	439,962	0	439,962			
大学卒	2	44.0	423,193	0	423,193			
短大卒	—	—	—	—	—			
高校卒	*	*	*	*	*			
中学卒	—	—	—	—	—			
事務課長	26	42.0	395,853	31,769	364,084	2係以上又は構成員10人以上の課の長の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職		
大学卒	13	41.7	407,260	17,154	390,106			
短大卒	6	38.3	354,635	64,000	290,635			
高校卒	7	45.7	409,999	31,286	378,713			
中学卒	—	—	—	—	—			
技術課長	22	45.5	369,479	16,139	353,340			
大学卒	9	42.7	361,157	26,595	334,562			
短大卒	6	48.8	363,907	2,350	361,557			
高校卒	7	46.1	384,955	14,514	370,441			
中学卒	—	—	—	—	—			

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成 28 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	32	41.4	365,241	25,281	339,960	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	行政職 4級
	大学卒	13	43.4	413,256	10,240	403,016		
	短大卒	8	41.6	333,125	28,250	304,875		
	高校卒	10	38.7	326,998	38,386	288,612		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	技術課長代理	2	38.5	324,543	44,418	280,125		
	大学卒	2	38.5	324,543	44,418	280,125		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	—	—	—	—	—		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務係長	71	41.9	333,990	32,521	301,469	係の長及び係長級専門職	行政職 3級
	大学卒	35	39.6	324,902	27,754	297,148		
	短大卒	8	46.5	333,741	14,080	319,661		
	高校卒	26	44.1	348,860	41,887	306,973		
	中学卒	2	35.0	300,718	67,931	232,787		
	技術係長	32	40.1	340,798	42,352	298,446		
大学卒	20	39.1	344,637	51,024	293,613			
短大卒	7	41.6	325,249	30,668	294,581			
高校卒	5	42.2	347,213	24,023	323,190			
中学卒	—	—	—	—	—			
事務主任	87	41.0	286,985	33,011	253,974	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	行政職 2級 (一部は3級)	
大学卒	34	40.1	330,754	36,902	293,852			
短大卒	24	38.4	248,059	23,002	225,057			
高校卒	29	44.2	267,885	36,734	231,151			
中学卒	—	—	—	—	—			
技術主任	29	41.4	309,464	41,183	268,281			
大学卒	17	39.8	305,621	37,232	268,389			
短大卒	9	44.8	322,375	52,425	269,950			
高校卒	3	40.7	292,509	29,846	262,663			
中学卒	—	—	—	—	—			
事務係員	312	37.7	246,196	26,163	220,033		行政職 1級	
大学卒	117	35.8	265,403	26,858	238,545			
短大卒	62	37.7	242,929	25,980	216,949			
高校卒	130	39.6	229,945	25,285	204,660			
中学卒	3	35.3	268,846	40,854	227,992			
技術係員	183	35.5	292,430	35,639	256,791			
大学卒	108	35.4	308,442	40,747	267,695			
短大卒	32	35.8	291,266	37,780	253,486			
高校卒	43	35.7	253,081	21,215	231,866			
中学卒	—	—	—	—	—			

その2 給与比較の対象外職種

企業規模計

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 28 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
				きま ま つ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	2	45.5	659,000	0	659,000	構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。) 2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長 構成員3人以上の室(係)の長 下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研 究 部 ( 課 ) 長	20	49.8	651,613	0	651,613	
	研 究 室 ( 係 ) 長	26	47.4	519,538	15,990	503,548	
	主 任 研 究 員	40	39.1	482,688	37,368	445,320	
	研 究 員	52	30.3	341,939	36,868	305,071	
	研 究 補 助 員	—	—	—	—	—	
医 療	病 院 長	*	*	*	*	*	* 部下に医師又は歯科医師5人以上 上記病院長に事故等のあるときの職務 代行者
	副 院 長	10	57.7	1,132,613	38,379	1,094,234	
	医 科 長	28	52.0	1,149,816	155,599	994,217	
	医 師	59	39.6	931,812	244,398	687,414	
	歯 科 医 師	4	41.0	692,494	88,414	604,080	
関 係 職 種	薬 局 長	17	44.9	468,163	29,452	438,711	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	70	35.5	333,275	17,499	315,776	
	診 療 放 射 線 技 師	65	40.3	382,342	30,355	351,987	
	臨 床 検 査 技 師	75	39.8	336,819	28,805	308,014	
	栄 養 士	65	38.7	270,552	9,533	261,019	
	理 学 療 法 士	194	31.7	283,505	5,942	277,563	
	作 業 療 法 士	160	31.7	277,071	3,688	273,383	
種	総 看 護 師 長	12	54.4	487,376	5,819	481,557	部下に看護師長5人以上
	看 護 師 長	172	47.1	392,162	21,753	370,409	部下に看護師又は准看護師5人以上
	看 護 師	477	39.7	319,291	27,353	291,938	
	准 看 護 師	271	43.6	258,963	17,346	241,617	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 長 ・ 副 学 長 ・ 学 部 長	43	60.2	913,724	559	913,165	
	大 学 教 授	169	58.3	725,917	2,539	723,378	
	大 学 准 教 授	126	47.3	587,168	1,984	585,184	
	大 学 講 師	76	44.0	508,710	921	507,789	
	大 学 助 教	67	40.7	455,609	806	454,803	
	高 等 学 校 校 長	3	61.3	792,460	0	792,460	
	高 等 学 校 教 頭	7	55.6	646,665	0	646,665	
	高 等 学 校 教 諭	129	47.6	519,444	102	519,342	

その3 再雇用者

企業規模計

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 28 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長 ・ 工 場 長	人	歳	円	円	円
	—	—	—	—	—	—
	60 歳 男 性	—	—	—	—	—
	事 務 ・ 技 術 部 長	40	62.7	469,918	800	469,118
	60 歳 男 性	5	—	482,408	0	482,408
	事 務 ・ 技 術 部 次 長	8	62.1	467,630	461	467,169
	60 歳 男 性	3	—	492,969	1,229	491,740
	事 務 ・ 技 術 課 長	26	63.1	319,505	1,611	317,894
	60 歳 男 性	4	—	382,831	0	382,831
	事 務 ・ 技 術 課 長 代 理	33	61.3	356,541	16,091	340,450
	60 歳 男 性	11	—	325,445	8,616	316,829
	事 務 ・ 技 術 係 長	34	62.3	294,637	6,304	288,333
	60 歳 男 性	8	—	345,044	4,056	340,988
	事 務 ・ 技 術 主 任	30	61.4	267,593	34,009	233,584
	60 歳 男 性	9	—	254,931	26,334	228,597
	事 務 ・ 技 術 係 員	653	62.2	272,394	13,224	259,170
	60 歳 男 性	136	—	278,932	20,846	258,086

その1の1企業規模計の備考欄参照

## 第18表 民間における家族手当の支給状況

### その1 家族手当の支給状況

家族手当制度がある	家族手当を支給する			配偶者に家族手当を支給しない	家族手当制度がない
	配偶者の収入による制限がある	配偶者の収入による制限がない			
77.8%	(90.6%)	[76.7%]	[23.3%]	(9.4%)	22.2%

- (注) 1 ( )内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。  
 2 [ ]内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

### その2 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

配偶者に対する家族手当を見直す予定又は見直すことについて検討中	税制及び社会保障制度の見直しの動向等によっては見直すことを検討する	配偶者に対する家族手当を見直す予定がない(検討も行っていない)
7.4%	10.7%	81.9%

### その3 家族手当の手当額の定め方

配偶者・子等の別	配偶者のみ特定、その他は扶養人員順	扶養人員順	その他
75.6%	4.5%	19.9%	—

- (注) 1 手当額の定め方は、平成25年1月以降配偶者に対する手当について見直しを行った事業所について算出した。  
 2 「配偶者・子等の別」には、配偶者と第1子の手当額が同額である事業所が含まれる。

### その4 扶養家族の構成別支給月額

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	13,385 円
配偶者と子1人	19,059 円
配偶者と子2人	24,530 円

- (注) 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。  
 備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,200円が加算される。

第19表 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支 給	56.1%
非 支 給	43.9%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額最高支給額の中位階層	28,000円以上29,000円未満

備考 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第20表 民間における冬季賞与の配分状況

項 目	係 員		課 長 級		部 長 級 (非 役 員)	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
企業規模	%	%	%	%	%	%
規模計	61.5	38.5	54.1	45.9	53.2	46.8
500人以上	58.9	41.1	48.4	51.6	47.0	53.0
100人以上500人未満	63.8	36.2	60.2	39.8	60.1	39.9
50人以上100人未満	63.8	36.2	55.9	44.1	56.2	43.8

### 3 生計費関係資料

#### 平成28年4月の標準生計費算定方法

標準生計費は、「家計調査」(総務省)等に基づき、次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

##### (1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費 …… 食料

住居関係費 …… 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 …… 被服及び履物

雑費Ⅰ …… 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ …… その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)

##### (2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査(福岡市・勤労者世帯)における平成28年4月の費目別平均支出金額(日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、平成26年の「全国消費実態調査」(総務省)の18歳～26歳の単身勤労者世帯の費目別支出金額に消費者物価、消費水準の変動分を加味したものに、全国の費目別平均支出金額に対する本県の費目別平均支出金額の割合を乗じて求めた。

第21表 福岡市における費目別、世帯人員別標準生計費

(平成28年4月)

世帯人員 費目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食 料 費	25,100 円	37,080 円	47,270 円	57,470 円	67,660 円
住 居 関 係 費	46,760	51,530	47,040	42,560	38,070
被 服 ・ 履 物 費	3,690	8,810	10,830	12,850	14,870
雑 費 I	39,300	53,250	75,260	97,280	119,280
雑 費 II	7,240	26,710	26,690	26,670	26,660
計	122,090	177,380	207,090	236,830	266,540

## 4 労働経済関係資料

### 第22表 労働経済指標

項目 年度 年月	① 実質国内総生産 (GDP)	② 常用雇用指数 (調査産業計)		③ 有効求人倍率 (季節調整値)		④ 完全失業率 (季節調整値)		⑤ きまってる支給する (調査産業計)				⑥ 所定内給与 (調査産業計)			
		全国	福岡県	全国	福岡県	全国	福岡県	全国	福岡県	全国	福岡県	全国	福岡県		
	前年度比・前期比 (%)	前年度比・前年同月比 (%)	前年度比・前年同月比 (%)	(倍)	(倍)	(%)	(%) (推定)	(千円)	前年度比・前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・前年同月比 (%)		
平成26年度	△ 0.9	0.5	△ 0.9	1.11	1.00	3.5	4.6	290.8	0.3	278.8	1.9	265.4	0.2	253.7	1.3
27年度	0.8	1.1	△ 0.2	1.23	1.16	3.3	4.1	289.1	0.5	276.2	1.1	264.0	0.6	250.6	0.8
平成27年4月		1.0	0.4	1.17	1.07	3.4		292.5	0.5	279.3	1.5	266.5	0.6	253.3	1.5
5月	△ 0.4	0.9	△ 0.5	1.18	1.09	3.3	4.2	286.8	0.0	275.2	0.3	262.6	0.3	250.3	0.1
6月		0.9	0.3	1.19	1.09	3.4		290.1	0.8	276.5	1.0	265.5	0.8	251.8	0.6
7月		1.0	△ 0.4	1.21	1.13	3.3		289.4	0.6	277.8	1.4	264.5	0.7	252.1	0.8
8月	0.5	1.0	0.2	1.22	1.13	3.4	4.3	287.2	0.3	274.0	0.5	262.9	0.3	249.0	△ 0.1
9月		1.0	0.4	1.23	1.16	3.4		288.1	0.4	274.1	0.2	263.8	0.3	249.7	△ 0.1
10月		1.2	0.4	1.24	1.18	3.2		289.8	0.6	278.0	0.8	264.3	0.5	251.6	0.2
11月	△ 0.4	1.2	0.4	1.26	1.19	3.3	3.7	289.0	0.5	276.7	0.7	263.2	0.6	250.3	0.0
12月		1.3	0.0	1.27	1.21	3.3		289.3	0.5	276.3	0.4	263.2	0.5	250.7	0.5
平成28年1月		1.2	△ 0.5	1.28	1.20	3.2		286.6	0.2	274.0	1.0	261.8	0.4	248.7	1.0
2月	0.5	1.0	△ 2.2	1.28	1.24	3.3	3.4	288.6	1.0	275.5	1.5	263.6	1.1	248.9	1.0
3月		1.2	△ 1.6	1.30	1.26	3.2		292.0	1.3	277.4	△ 0.1	266.3	1.2	250.9	△ 0.5
4月		0.8	△ 2.1	1.34	1.28	3.2		293.8	0.5	279.7	0.1	267.6	0.4	252.7	△ 0.2
5月	(P)0.0	0.8	△ 1.3	1.36	1.30	3.2	3.6	287.5	0.3	276.8	0.6	263.0	0.1	251.3	0.4
6月		0.9	△ 1.4	1.37	1.33	3.1		290.1	0.8	277.7	0.4	265.5	0.8	252.2	0.2
資料出所	内閣府	厚生労働省				総務省		厚生労働省							

- (注) 1 (P)の付されている数値は速報値である。  
 2 ①については平成17暦年連鎖価格、②、⑤、⑥、⑩、⑪については平成22年基準である。  
 3 ②、⑤、⑥、⑦、⑧は事業所規模30人以上の数値である。  
 4 ④福岡県の数値は、総務省の労働力調査都道府県別結果(モデル推計による都道府県別結果)である。総務省、標本規模も小さいことなどにより、全国結果に比べ結果精度が十分に確保できないとみられることから、  
 5 ④福岡県及び⑨の平成26年度、27年度の欄は、それぞれ平成26暦年、27暦年の数値である。

⑦ 総実労働 時間数 (調査産業計)		⑧ 所定外労働 時間数 (調査産業計)		⑨ 消費支出 (名目) (二人以上の世帯)						⑩ 消費者 物価指数 (総合)		⑪ 国内 企業 物価 指数
全国	福岡県	全国	福岡県	全国		人口5万人以上の都市		福岡市		全国	福岡市	
(時間)	(時間)	(時間)	(時間)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)
149.3	153.9	12.8	13.2	291.2	0.3	294.3	0.4	300.4	4.3	2.9	2.9	2.7
148.9	153.8	12.8	13.6	287.4	△ 1.3	290.3	△ 1.4	299.7	△ 0.2	0.2	1.4	△ 3.2
155.8	159.6	13.4	13.8	300.5	△ 0.5	303.3	△ 0.2	317.9	13.8	0.6	1.8	△ 2.1
143.0	149.5	12.5	13.2	286.4	5.5	289.8	5.8	275.1	1.9	0.5	1.8	△ 2.2
153.4	157.4	12.6	12.9	268.7	△ 1.5	271.3	△ 2.1	267.6	0.9	0.4	1.6	△ 2.4
155.5	160.4	12.7	13.5	280.5	0.1	280.4	△ 1.0	291.2	5.2	0.2	1.5	△ 3.2
145.4	150.7	12.2	13.1	291.2	3.2	294.0	3.0	348.8	26.2	0.2	1.3	△ 3.7
147.0	150.1	12.7	13.1	274.3	△ 0.3	278.6	1.0	300.3	6.5	0.0	1.4	△ 4.0
149.7	156.3	13.0	14.0	282.4	△ 2.1	284.5	△ 2.7	319.6	△ 3.2	0.3	1.8	△ 3.8
149.6	152.8	13.3	14.0	273.3	△ 2.5	277.5	△ 1.7	281.0	△ 13.3	0.3	1.5	△ 3.7
147.9	153.0	13.4	14.5	318.3	△ 4.2	320.7	△ 5.7	336.2	4.6	0.2	1.0	△ 3.5
140.4	147.1	12.3	13.5	281.0	△ 3.1	284.6	△ 3.5	314.7	4.3	0.0	1.0	△ 3.2
147.0	150.2	12.6	13.4	269.8	1.6	276.1	2.2	284.4	11.9	0.3	1.5	△ 3.4
152.5	158.2	13.2	14.3	300.9	△ 5.3	304.5	△ 4.2	329.8	9.0	△ 0.1	1.0	△ 3.8
153.8	157.6	13.3	14.4	298.5	△ 0.7	303.2	0.0	324.1	1.9	△ 0.3	0.5	△ 4.2
142.7	148.1	12.2	12.9	281.8	△ 1.6	287.3	△ 0.9	299.9	9.0	△ 0.4	0.1	△ 4.3
154.0	157.8	12.5	13.2	261.5	△ 2.7	262.3	△ 3.3	305.5	14.2	△ 0.4	0.1	△ 4.2
省				総務省						日本銀行		

省は当該モデル推計について、「労働力調査は都道府県別に表章するように標本設計を行っており、結果の利用に当たっては留意すること。」としている。